

むつ市議会第192回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成19年6月22日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 22番 大澤 敬作 議員

(2) 21番 工藤 孝夫 議員

(3) 43番 目時 睦男 議員

(4) 39番 鎌田 ちよ子 議員

(5) 13番 東 健而 議員

【請願の紹介の追加及び取消し】

第2 請願第1号の紹介の追加及び取消し

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（52人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
11番	村	川	壽	司	12番	柴	田	峯	生
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	杉	浦	守	彦
17番	富	岡	幸	夫	18番	佐	藤		司
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	23番	川	下	八	十
24番	斉	藤	孝	昭	25番	松	野	裕	而
26番	東	谷	正	司	27番	東	谷	良	久
28番	佐	々	木	隆	30番	竹	本		強
31番	杉	浦		洋	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐	々	木	肇
39番	鎌	田	ち	よ	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	42番	坂	井	一	利
43番	目	時	睦	男	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均
49番	工	藤	清	四	50番	服	部	清	三
52番	慶	長	徳	造	53番	千	賀	武	由
55番	本	間	千	佳	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智	十	58番	中	村	正	志
59番	富	岡		修	60番	川	端	澄	男

欠席議員（8人）

6番	小	林		正	10番	高	田	正	俊
19番	久	保	田	昌	29番	立	石	政	男
44番	田	高	利	美	48番	千	船		司
51番	杉	本	清	記	54番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長職務 市職 副市長	田頭肇	収入役	田中實
教委 委員	山本文三	教育長	牧野正藏
公営 企業 管理 者	杉山重一	代 監 査 委 員	菊池十 四夫
選 挙 管 理 委 員 長	佐々木鉄郎	農 委 員 會 長	立花順一
總 務 部 長	齋藤純	總 務 部 務 監 整	佐藤忠美
總 務 部 室 長	西堀敏夫	企 画 部 長	阿部昇
企 画 部 事 長	近原芳栄	民 生 部 長	佐藤吉男
保 健 福 祉 部	佐藤節雄	經 濟 部 長	佐藤純一
建 設 部 長	成田豊	建 設 部 事 長	石田三男
教 育 部 長	新谷加水	公 企 業 局 長	小川照久
監 査 委 員 長	遠藤雪夫	企 画 部 長	千船藤四郎
企 画 部 事 長	鈴木克郎	民 生 部 事 長	河野健二
保 福 次	鴨澤信幸	保 福 副 介 課	佐々木順
選 挙 管 理 委 員 長	大芦清重	農 委 員 會 長	村川修司
建 設 部 課 長	望月操	川 庁 舎 所 長	工藤昭治
大 庁 舎 所 長	伴邦雄	脇 野 舎 所 長	船澤桂逸
總 務 部 長	松尾秀一	總 務 部 課 長	吉田真
總 務 部 課 長	澁田剛		

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫
総括主幹	工	藤	昌	志
庶務係長	金	澤	寿	々子
調査係主査	石	田	隆	司
議事係主事	井	戸	向	秀
				明

次長	高	田	文	明
総括主幹	柳	田		諭
庶務係主任主査	濱	村	勝	義
議事係主任	葛	西	信	弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は51人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（川端澄男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（川端澄男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、大澤敬作議員、工藤孝夫議員、目時睦男議員、鎌田ちよ子議員、東健而議員の一般質問を行います。

大澤敬作議員

○議長（川端澄男） まず、大澤敬作議員の登壇を求めます。22番大澤敬作議員。

（22番 大澤敬作議員登壇）

○22番（大澤敬作） 日本共産党会派の大澤敬作でございます。おはようございます。一般質問を行います。

まず第1に、旧アークスプラザに庁舎を建てるという、そういう今までの動きもありましたけれども、あの地域が本当に安全なのかどうか、この

点が懸念される状態であります。しかも、ここには問題を起こしている東京電力が寄附をしている。幾ら寄附を受けたのか、明確にされたい。安全性も問題でありますので、その安全性についても、もし差し支えなかったらお答えを願いたいと思います。

第2に、川内町楯木団地、唯一黒字の旧川内町、これがあの危険な状態を解体して、そして新しい住宅に建て替えをしておったと。それがまだ残っているのです。我が党の工藤孝夫団長も質問をしておりますが、これは必ず解決するまで続けて質問しなければならない、そういう課題でありますので、この点について、いつその危険な状態を解消するのか明確にお答えを願いたいと思います。

第3の問題については、いろいろ新聞報道あるいはテレビの報道、こういうのがありますけれども、年金の不明が5,000万件、年金をこのような形でやるならば、年金をくれない、また今後ともこういう状態を続けるならば、年金に加入する者もなくなる、そういう重大な問題でありますので、5,000万件の中身について、今何件ありますか、こう聞かれても非常に困難な面もあるとは思いますが、もしつかんでおたらお答えを願いたい。

なお、高齢者への税の控除がなくなり増税になっています。配偶者特別控除、これも廃止になって増税になっています。一体こうした増税の状態がどれだけになっているか、明確にお答えを願いたいと思います。

さらに高齢者の介護保険料、私があるところに行ったら、おばあちゃんがつえについて、介護保険料を取られているし、だれか私を死なせてくれ、こういうことまで言われました。そうした立場から考えるならば、この社会を担ってきた、そのお年寄りが死にたいと、これくらい過酷な問題はないと思います。そうした立場から、介護保険料の値上げだけではなくて、介護保険料を全面的に撤

廃して、今まで社会に貢献したことが本当によかったなと言えるような、お年寄りのそうした姿を見て涙が出ました。どうか、そうした立場で社会に貢献したお年寄りが、よかったなと言えるような、そういう介護保険料撤廃、値上げなどということではなくて撤廃、これをお考えかどうか。理事者もかわって、市長職務代理者も困難な面もあるとは思いますが、ぜひ明快な納得のいく答弁をお願いして壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 大澤議員の庁舎移転に関する旧アークスプラザの安全性についてのご質問にお答えいたします。

まず、補強して現庁舎をそのまま使用できないかということについてお答えいたします。現庁舎は、昭和53年に旧建設省建築研究所により耐力度調査を実施し、さらに平成7年に耐震にかかわる調査を委託したところ、震度5程度の中地震に対し、現庁舎が持つ性能値が必要とされる性能値を下回り、今後発生が予想される震度6以上の地震に対し、耐震性が確保されているとは言いがたいとの報告がされております。昭和56年に必要とされた箇所の補強を実施しましたが、それから二十数年が経過しておりますので、現在はさらに構造体の耐力低下が懸念されるところでございます。

これらを解消するための改修案としては、庁舎1、2階に8カ所の壁を増設すること、議会棟において北側基礎の打ち増しをすることなどが考えられますが、そうした場合、特に1階に壁の増設を図ることになりますと、1階部分の市民サービス窓口を含め、オープンスペースとしてのサービス部門の窓口を狭めざるを得ない工事となりますので、現実的ではないと考えているところでござ

います。

次に、旧アークスプラザの地盤についてのご質問についてでございますが、地質調査報告書によりますと、地表部に粘性土、以下段丘堆積物である火山灰質土を中心として堆積している地盤であります。このような地盤状況の中で旧アークスプラザの建物はよく締まった地層にくいを支持させ、くいと建物が一体的に固定されているものであり、安全性は確保され得るものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

市の方で寄附をいただきました総額は、東京電力、それから日本原子力発電株式会社からの合わせて15億円でございます。

次に、川内町榎木団地建築についてのご質問にお答えいたします。このことにつきましては、昨年12月のむつ市議会第190回定例会におきましても大澤議員からご同様のご質問がありましたことからお答えしてきたところでありますが、川内町榎木団地建て替え計画につきましては、平成14年、川内町住宅マスタープランを策定し、昭和47年度から昭和51年度に建築されたコンクリートブロックづくり2階建て住宅の建て替え事業として、平成15年度に事業着手し、平成19年度まで60戸を計画し、平成16年度まで22戸が整備されたところでございます。しかしながら、新むつ市の公営住宅ストック総合活用計画、いわゆる新市住宅マスタープランの策定事務に取りかかることになったことから、建て替え事業を一時休止しておりましたが、そのマスタープランが平成19年3月にでき上がり、既に議員の皆様にもご覧いただいたところであります。市といたしましては、今後このマスタープランを基本に据えて、新市の住宅政策の整合性を図り、既存ストックの状況を建て替え、改善、維持保全の対象団地の区分に合わせて公営住宅を総合的に活用していく方針といたしております。

また、川内町楡木団地における建て替え計画対象住宅の25戸の危険性についてであります。ご指摘の住宅は建築後30年から34年経過した住宅でありますものの、先般の調査結果からは著しい建物の傾斜、ひび割れ、たわみ等は認められず、危険性に対し、影響を及ぼすほどではないと判断いたしておるところであります。

なお、今回策定したストック活用計画におきましては、この川内町楡木団地についての建て替え優先順位はむつ地区の緑町団地と並んで高い位置に設定されているところでもありますので、財政状況を見きわめ、できる限り早い時期に建て替え事業が再開できるよう努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次は、ご質問の3点目、福祉問題についてであります。まず、大澤議員お話しのお話の宙に浮いた5,000万円の年金記録、いわゆる年金記録問題についてのお尋ねについてであります。これは社会保険庁が平成16年3月から始めた58歳時点での年金記録の通知制度により再調査を請求する件数が徐々にふえる中で、実際に納付したにもかかわらず社会保険庁の納付記録にはそれらの記録がないという事例があることが明らかとなり、次第にその数が膨大な件数に上がることが判明したことで、年金加入記録に対する不安が広がり、問い合わせが殺到する事態になったものであります。これは、平成9年にそれまで加入する年金制度ごとに付されてきた年金番号を基礎年金番号という形で1人1番号に共通化され、制度を移った場合でも変わらない番号を用いることで年金事務の効率化や支給決定の迅速化等、確実な年金制度の運用のために導入されたものであります。この際に行わなければならない年金番号の統一という手続きが速やかに行われてこなかったことが今日の問題につながったのではないかと推測しておるところであります。

今回の事態は、理由はどうあれ、年金制度の根幹を大きく揺るがし、信頼を損なうことになりましたことは大変遺憾なことでありまして、一日も早く確認、統合等が終了し、納付した分は当然年金としてもらえるのだというごく当たり前のことが、当たり前のこととして確実に行われるよう切に願うものであります。

社会保険庁では、この問題に対する対応策として新たなプログラムを開発し、確実な名寄せを行うことで基礎年金番号の統一を平成20年5月までに実施することと、この結果に基づく確認のお知らせを年金受給者については平成20年8月まで、それ以外の被保険者については平成21年3月までに完了することとしておりますほか、マイクロフィルムや市町村が保有する記録と社会保険庁の記録との突合等徹底的なチェックを行うこと、年金記録相談体制の強化を行うこと及び納付記録がない場合の審査を行う第三者委員会の設置等の対策を講じることといたしております。

これを受けて、青森社会保険事務局むつ事務所では、平日の相談時間を6月4日から午後7時までに延長して対応しており、7月31日まで続ける予定と伺っております。休日については、6月9日、10日、16日、17日の土曜、日曜日に行ったほか、今回は7月14日の土曜日を予定するなど、相談体制の充実を図っているとのことでありまして、相談者の数は、横浜町、六ヶ所村を含む下北管内の合計になりますが、6月4日から13日までの10日間で721名、1日平均約70名程度の方々が訪れているとのことであります。

また、市への問い合わせについてであります。6月4日から13日までに19名の方が相談に来庁いたしております。おいでになられた方々には、確認を行うための手順を説明するとともに、年金記録の管理は社会保険庁が行っているため、青森社会保険事務局むつ事務所でも相談するか、あるいは

年金記録を郵送で請求し、自分で確認できる方法もあることを案内しておるところであります。

また、むつ事務所での時間外、休日等における相談窓口の設置状況等を、6月25日発行予定の市政だよりにおいて広報を行い、市民の皆様にも広く周知を図ることといたしております。

大澤議員お尋ねの5,000万件のうちむつ市民の件数は把握できるのかというお尋ねであります。申しあげましたように、現時点ではだれのものか判別できないために統合されず残っているものでありまして、困難な状況でありますことをご理解賜りたいと存じます。

この問題は、年金番号を管理する社会保険庁が主体となって動かなければ解決できない大きな社会問題であります。かつて市町村が国民年金保険料の収納を担っていたときの納付記録の提出等、あくまでも国民年金という限られた範囲の中でありまして、市としてできることは青森社会保険事務局むつ事務所と十分に情報交換を行いながら協力と連携を図り、市民の不安解消と正確な年金制度の運用に向け努力したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉問題についてのご質問の高齢者への税控除がなくなったことによる影響について、これは先日の質問にもお答えいたしました。その辺の増減等については税務調整監から答弁をいたさせます。

次に、高齢者に対する介護保険料の引き下げについてのご質問にお答えいたします。まず、高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与された功績をたたえ、その労をねぎらう思いは大澤議員と同様であるということをおし述べておきたいと存じます。介護保険料については、第3期介護保険事業計画の中で平成18年度から平成20年度までの保険料を定めております。平成18年3月のむつ市議会第187回定例会におきましてご審議をいただいた

ところあります。また、平成18年9月のむつ市議会第189回定例会におきまして、大澤議員のご質問にお答えしておりますとおり、本制度は定められた負担割合で運営しなければならず、保険料は40歳以上のすべての方のご負担をいただき、相互扶助の精神に基づいて運営されるものであります。

市では、現在6段階の所得区分を設けて、所得に応じたご負担をお願いしているところであり、議員ご発言の高齢者の保険料を引き下げることとなりますと、この所得に応じて負担していただく現制度そのものが崩壊することとなりますし、子育て中の現役世代に大きな負担を強いることとなります。また、高齢者であっても現役世代以上の所得がある方もおられる現状を考えると、所得区分により負担をお願いする方が合理性があるものと認識いたしております。したがって、高齢者のみに着目した保険料の引き下げ措置はできないということをご理解いただきたいと存じます。

なお、特別な事情がある場合は、徴収猶予または減免の制度の活用もできることとなっておりますので、申し添えておきたいと存じます。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） それでは、大澤議員の高齢者の税控除がなくなったことに対する影響について明確に答えよということでございますので、昨年9月定例会、それから12月定例会の議案審議でも大澤議員からいろいろとこの老年者控除について質疑がありましたので、平成17年からおさらいのつもりで申し上げたいと思えます。少しくどくなるかもしれませんが、よろしくおつき合いをお願いします。

まず、平成17年には、夫に均等割を課した場合の妻の均等割非課税廃止といういわゆる共稼ぎ世帯の方々の廃止がありました。均等割は個人市民

税につきましては3,000円ですけれども、平成17年には共稼ぎの場合は緩和措置として1,500円が廃止になっております。老年者の方々もこれに該当しますので、あわせてこの廃止は735万円であります。

それから、質問にありました配偶者特別控除、これは配偶者控除上乘せ分といたしまして、配偶者控除が33万円、それから配偶者特別控除は合わせて33万円、66万円の控除がありましたけれども、こういう上乘せしている方に対しては33万円を廃止しますというものでございます。これも老年者の方々にも一緒にありますが、老年者となかなか区別することはできないのですけれども、全体で平成17年度は6,500万円増額となっております。

それから、平成18年は老年者65歳以上の所得金額が125万円以下の非課税廃止の皆さんは、この年は経過措置が3分の2の減額がありましたので、3分の1といたしまして、140万円増額となっております。

それから、老年者控除の廃止、48万円控除、これがかなり大きいものだと思いますけれども、平成18年度は4,730万円となっております。

平成18年度の三つ目は、65歳以上の公的年金控除額の変更もございました。これは、年金から140万円控除されておりましたけれども、この年に120万円控除と、所得額でもって20万円廃止になったというものでございます。この影響額は2,090万円でございます。

それから、先ほど申しました平成18年度には、均等割を課した夫の妻の均等割、これも平成17年に引き続きありました。平成17年度は1,500円でしたけれども、平成18年からは3,000円となります。そのために、平成17年から平成18年にかけて1,500円増額ということになります。その数値は、735万円であります。

それから、老年者に関係する平成18年度は、定

率減税が15%から7.5%と半分になりました。これも影響しております。老年者と全体を分けることは少し難しいのでできませんが、全体では定率減税の2分の1減額ということで1億1,500万円増額となっております。

そして平成19年度は、老年者の先ほどの所得金額125万円以下の非課税廃止、こちらが3分の1減額、そして昨年からことしにかけて税源移譲で税率がことしは10%、個人市民税の場合は6%になりますけれども、この影響で560万円増額となっております。

それから、定率減税は昨日横垣議員にもお話ししました。平成19年度、1億700万円が増額となっております。

合わせまして、老年者だけの配偶者特別控除上乘せ分とか、それから妻の均等割廃止とかあるのですけれども、そういうものを除いた老年者だけの125万円以下の非課税廃止、老年者控除48万円控除、公的年金の控除額の変更、140万円から120万円になった変更として、老年者だけの3年間の累計で申し上げますと、1億4,480万円がむつ市では増額となっております。これは、あくまで市県民税のうち、市民税だけの調べでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 22番。

○22番（大澤敬作） 納得のいかない答弁ばかりで甚だ私も遺憾に思っております。

まず、旧アークスプラザの問題でありますけれども、「げんぱつ」の新聞を私はとっているのですけれども、それからいきますと、あの東京電力は、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所、福島県の原子力発電所、これはかなり箇所も多いのですが、原発の事故が起きたのは東京電力が8割を占める。こういう点で、この東京電力から寄附をいただくということは、何をねらっているか、こう言

わざるを得ない。そういう点では、安全性ということを行っているけれども、安全性に輪をかけて、ますます住民のそうした原発の問題について、大きな課題をねらっての寄附だと私は考えるのですが、どうでしょうか。

それから、2番目の川内町楯木団地、やるとは言っているけれども、合併になって中断して、風が入って、がたがた揺れて、そして防犯灯を1灯つけるのに、あなたたちは、予算を回してやらないから1カ月半もかかる。こんな状態では、何で合併したのか、こういう声が出るのは当然でしょう。すぐにこの危険な状態の問題については、本当に住民がそういう危険なところに入っているわけですから、第一に財源が唯一黒字の旧川内町に、そういうことについて苦言が出ないような方向で対応してほしいが、お答えを願います。

それから、福祉の問題ですけれども、いろいろ数字を並べたけれども、納得できない。これは、はっきり言って5,000万件のそうしたものについては、これは朝日新聞ですけれども、全対象者に保険証を改めて交付しろというのは、日本共産党の国会での議論もありますので、それを参考にし、本当に暮らせるような、そういう状況になっているという、そのポイントがありますので、その点についてお答えを願いたいと思います。

それから、税の問題については、いろいろお答えをいただいたけれども、納得できない。年金がこうで、そして税金が高くなって、そういう状態では納得しなさいと言っても納得できません。それから、高齢者の介護保険料、これについては死にたいという、殺してくれという、あのおばあちゃんのそういう声に本当に涙が出ます。そういう立場から、納得のいくような、その少ない年金から介護保険料を天引きしている、こういう点を改善するように求めますが、答弁を願います。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 庁舎の移転にかかわるご質問の中での東京電力のそういう企業体質ということでのご批判でございますが、これは前の議会で半田議員からも、東京電力の偽装問題ということで市長に体質を問う質問がなされておりました。市長もそういう東京電力のこれまでのいろんな虚偽、偽装といったものについては遺憾であると。これは、機会を選んで直接、間接的に注意を喚起したいということで述べておりました。私の方は、今その庁舎の安全性については十分に心がけて移転等に備えるつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

川内町の楯木団地につきましては、今ご答弁申し上げましたように、大澤議員お話しの危険な団地部分25戸について、これは調査をいたしております。そして、今そういう直接迫った危険性はないと、そして今財政の状況を見きわめまして、議員に配布いたしましたストック活用計画に基づいて早急な対応をしたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

年金につきましてはですが、先ほど説明したとおりでございます。挙げて社会保険庁の問題でございますが、要するに市の方としては、今むつ北管内のそういうご相談の方につきましては、まず全面的に青森社会保険事務局むつ事務所と連携をとりまして、その相談の方の不都合な部分について、できるだけ解消を図っていくというのが目下市の方の対応でございますので、今そういうかわりをいたしております。しばらく経過を注視いただければと、こう思います。

税の方は、今大澤議員の内容について税務調整監、どう受けとめましたか、その辺でちょっとあと補足答弁してもらいます。

介護保険については、ご説明申し上げましたとおり、撤廃ということでは、国、県、市ということで、そういうあわせた制度でございますので、

撤廃ということは現段階では無理であり、不可能であると言わざるを得ないと思います。ご理解願います。

○議長（川端澄男） 22番。

○22番（大澤敬作） まず、旧アークスプラザの東京電力の問題について、いろいろそういう寄附をいただいたということについては、反省もしているようだけれども、中間貯蔵施設をねらっているということ、はっきり私はそういうねらいがあるなというふうに考えていますので、そういう点は受けないように。これは、明確にしていきたい。

それから、庁舎の問題については、震度5でもではないが危険だという点はわかるけれども、庁舎の近くには下北文化会館がある。こういうことで、調整をできないものかどうか。危険だということについては、私もそういう答えを市長からも聞いていますから、そういう点では、ここをもっと検討し直しをされないのかどうか、そういう点をお尋ねしておきたいと思います。

楯木団地については25戸、これについては早急にやるということだから、その言葉は信用できるかどうかは私も疑問に感じるけれども、早急にそういう対応方を答弁どおりやれるように要請しておきたいと思います。

それから、福祉問題については、これは困難だ。介護保険料も、それもなくすることはできない、こういう点については、この福祉問題の年金の問題やら介護保険、今まで社会に貢献したきた者を税金でいじめて、これでいじめて、こういうことについては納得できませんので、その点については、明確に反対の意見も含めて言っておきたいと思います。もしお答えがあったらどうぞ。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 中間貯蔵施設につきましては、これは今リサイクル燃料貯蔵

株式会社、事業者がことしの3月に事業認可申請を国の方に提出してありまして、原子力安全・保安院の方での詳細調査に入っている段階でございます。決してその寄附行為について、中間貯蔵施設と絡ませるような市の方の内容となるものはないので、その辺はご理解を願いたいと思います。庁舎の建設は、あくまでも移転についてでございます。事業主体は市でございますので、それについての事業者等のかかわりはございません。ただ、寄附金についてはありがたくちょうだいしたという経緯でございます。

二つ目の楯木団地については、ちょっと大澤議員、私が説明した内容とほとんど違っていると思います。市で行った調査の段階では、今直接及ぶ危険性はないと。ただ、そういう老朽化の度合いについては十分認識いたしておりますので、今市で策定いたしましたストック活用計画に基づいて優先順位も高くなっているということで、ひとつ財政事情の好転までよろしくお願ひしたいということでございます。ご理解願います。

○議長（川端澄男） 22番。

○22番（大澤敬作） 納得のいく答弁がない中で、相当苦勞もしているとは思いますが、そういう点では改善の方向、その危険な楯木団地とか、そういうもの等については早急にやって、そして中間貯蔵施設は、これはもう大問題中の大問題ですからやらないように要望して、福祉を守るように、そういうことを提言しながら終わりたいと思います。

○議長（川端澄男） これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

11時まで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

工藤孝夫議員

○議長（川端澄男） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） おはようございます。旧川内町、日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第192回定例会に当たり、まづご逝去されました故牛滝春夫議員及び故杉山肅市長に対しまして、改めて心から哀悼の意を申し上げるものでございます。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

第1は、乳幼児医療費の受領委任払い制度についてであります。この件につきましては、昨年9月定例会でもただしたところではありますが、今回も同様の趣旨で質問いたします。

子育ての大きな不安の一つは、子供の病気であります。ご承知のように、とりわけ子供は病気にかかりやすく抵抗力が弱いため、重症化することが多いのも実態であり、行政の支援が望まれている件であります。ご承知のように、乳幼児医療費給付が保健及び出生育児環境の向上を目的に平成5年度から実施となりました。しかしながら、ゼロ歳児は現物支給ではあるものの、それ以上の3歳児までは入院、通院とも、また4歳児から就学前の6歳児の入院費がともに償還払いであります。一たん窓口での支払いは手続上も、そして何よりも現金の準備による負担は大変な重荷であり、受領委任払い制度の確立は若い父母の切なる願望となっております。昨年9月定例会での答弁は、実現に向けて努力するという前向きなものであります。そこで、この懸案事項はどのように進んでいるのか、現状と今後の取り組み方について

答弁を求めます。

次に、森林整備事業に関して質問いたします。21世紀は20世紀の開発の時代に対し、環境の時代と言われ、それは地球温暖化の原因物質の削減数値を内容とするいわゆる京都議定書運用ルールの合意で明らかであります。そして、これと不可分の軸をなしているのが森林問題であることも明確です。

我が国は、世界に冠たる森林資源を擁しながら、木材自給率が20%と極めて低く、先進国でも異質と言われるゆえんですが、その根底には日米経済摩擦の緩和策として1961年の木材自由化の閣議決定があります。その後の1985年、1988年、1989年の日米協議を経て1990年の日米林産物協議の本格化へと進み、1991年には森林法の改正により大企業による投機的な森林の買い占め、これと前後してバブル期の大企業などによるリゾート開発が加わりました。こうした森林投機ではあったものの、バブル崩壊後は列島規模での大規模な開発林地の放棄、破壊などが引き起こされていることはご承知のとおりであります。それは、山村振興の挫折と過疎化の速度を進め、森林における地域社会に大打撃を与えたのであります。

しかも、政府のこうした政策展開は、これらにとどまるものではありませんでした。1998年に制定された国有林野事業関連法は、独立採算制による特別会計を改定する一方で、一つに、全国14営林局を7局に、二つに、229の営林署を98署に廃止、統合し、直営事業の廃止、各種事業の大幅減少と民間委託、三つに、累積債務の返還の一部は1999年から50年かけて土地、林地の売却などによって返済することとしました。こうして政府は、責任ある森林環境の保全を図るために、今や国際的な潮流となっている国有林の維持、管理を放棄、国有林野事業を解体し、財政面からも森林、林業の崩壊の危機を加速しているのであります。

以上が森林行政をめぐるのかいつまんだ経過であります。私は、こうしたほんの一端の経過を踏まえ、表題について尋ねるものであります。

この森林整備地域活動支援交付金制度は、平成14年4月にスタートし、平成18年度までの5年間の事業であります。趣旨として、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化を背景として適時適切な森林施策の実施に不可欠な森林の現況の把握、雇用の整備等の活動が十分に行われなくなっている。この結果、間伐等の森林施策が十分に行われぬ人工林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すおそれがあると述べています。そのうえで、このような状況を踏まえ、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、国は都道府県及び市町村を通じ、森林整備地域活動支援交付金を交付し、地域活動の確保を図ることとする、このようにその趣旨を説明しております。

そこで伺います。第1に、合併後の新市におけるこの事業の旧市町村ごとの実績についてお答えください。

第2に、この事業の今後の振興策についてお尋ねするものであります。

以上、誠意ある答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険加入者の乳幼児医療費の現物給付についてであります。平成18年9月定例会でのご質問に関して、その後の経過と現状についてご報告いたします。

現在国民健康保険加入者のゼロ歳児だけに対し

て実施している現物給付を未就学児の6歳児まで拡大し、保護者の一時払いの負担を緩和していただきたいという趣旨のご質問でありました。このことに対し、実施する方法として、医療費の請求機関である国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託する方法と医師会にお願いする2通りの選択肢がある旨回答したところであります。請求機関に委託する場合には、請求機関のシステム変更に伴う経費及び委託料が必要となります。また、医師会にお願いする場合は、各医療機関の事務に負担とならないよう十分な協議と医師会の理解と協力が必要であります。現在現物給付を実施しているのは県内において八戸市と弘前市、十和田市の3市で、いずれも医師会の協力を得てのものでございます。

むつ市の乳幼児医療給付は、平成18年度実績で5,960件、3,962万9,965円となっております。この2分の1が県保健衛生補助金として歳入となりますが、給付件数と給付額を平成17年度と比較いたしますと928件、128万2,524円減額となっております。議員ご発言のとおり、制度の拡大は保護者の経済的負担と利便性、病気の早期治療に役立つことも考えられますが、一方無料化や現物給付は医療費の増大をもたらすことも考えられ、厚生労働省においては現物給付の制度をとる市町村に対し、国民健康保険の国庫負担分を減額する措置をとっております。しかし、乳幼児医療給付の地域格差があってはならないことから、全国保険医団体連合会では、当面小学校就学前までの国による乳幼児医療費無料化制度を求めているところであります。反面小児科医からは、医療のコンビニ化を懸念する声があることも事実であります。急患ではないのに頻繁に通院したり薬を処方しないことに文句を言われるなど何か歯どめがないと、本当の重症患者や急患への対応がなくなる等心配されることが意見としてございます。

市といたしましては、市民の強い要望のある事項として考えておりますが、平成20年度から開始される保険者に義務化された特定健診の問題についても、医師会と本格的に協議しなければならない状況にあります。このことから、現物給付についてはいましばらくお時間をいただき、医師会と協議、検討させていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業についての質問にお答えいたします。近年林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として森林所有者の森林施業意欲が減退しており、山林を所有しているが、山に入ったことがない、山の場所がわからないなど、適時適切な森林施業が行われない森林が発生し、このままでは国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じており、このことから国では平成14年度から森林整備のための地域活動に対して支援金を交付する森林整備地域活動支援交付金制度を実施してまいりました。この交付金制度による地域活動は、市町村合併前の旧川内町で取り組みが行われ、合併後の平成18年度まで継続して実施されてきたところであります。この事業は、旧川内町畑地区のほか9地区で500ヘクタールの森林を対象に、5年間で総交付額2,000万円で実施されたものであります。

国では、平成19年度から今後5年間で約100万ヘクタールの人工林について森林施業の前提となります情報を収集し、森林施業の集約化を促進するという政策目標を掲げ、林業事業者等による森林施業の集約化活動を支援するため、新たな森林整備地域活動交付金を創設したところでございます。この新たな事業は、森林情報の収集活動や施業実施区域の明確化作業及び舗道の整備等を実施する森林所有者や所有者から委任を受けた森林組

合等へ国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1を助成し、5年間にわたって実施するものであります。

基本となります地域活動等は、平成18年度まで実施された事業とほぼ同じであります。これまでの一律ヘクタール当たり1万円交付されていたものが、森林情報の収集活動は1万5,000円、施業実施区域の明確化作業及び舗道の整備等は5,000円となるなど、活動内容によって交付単価が異なっております。本市では、900ヘクタールを対象として施業実施区域の明確化作業及び舗道の整備等への助成を予定しており、助成単価はヘクタール当たり5,000円で、予算総額は450万円を見込み、本年3月、むつ市議会第191回定例会において御議決をいただいているところであります。

事業実施者は、森林施業計画の作成主体で、対象森林は林齢45年生以下の人工林で、30ヘクタール以上の施業の団地化が必要となることから、森林所有者から委任を受け、森林施業計画を作成した森林組合等と協議を行い、集約化の可能性のある地域を市内全域から選定し、さらに森林所有者の同意を得た地域で実施したいと考えております。

この事業を担う森林組合では、施業集約化・供給情報集積事業等を今年度から実施し、この中で林家に施業方法等を提案できます施業プランナーを育成し、林家のニーズに即した森林の管理を行う計画が進んでいると伺っております。これら森林組合事業と森林整備地域活動交付金事業を組み合わせることにより、森林所有者の意識の掘り起こしや保育、間伐の推進等、新たな森林施業の方向が見出せるものと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 乳幼児医療費の受領委任払い制度について、まずお尋ねいたします。

今の答弁を聞く限りでは、まだ協議に入っていないということですね。前回の答弁では、市民の強い要望事項でありますので、関係機関と協議を行うと。その際2通りあると。一つは医師会、もう一つは各医療機関ということで答弁をされております。今の答弁は、昨年から見ても、まだ具体的に協議に入っていないと、もう少し時間を欲しいというわけですから、やりたいという希望はあるものの、まだ踏み出していないという点では極めて遺憾だなというふうに私は思います。

そこで、今後の問題として、具体的にはどの機関に依頼しようとしているのか。二つの団体に依頼していくのか、一つだけにしていくのか。また、するとすれば、どれだけの期間が対象になっていくのか、この点をまずご答弁願いたい。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 委託をするとなれば医師会でございます。社会保険診療報酬支払基金あるいは国民健康保険団体連合会というのがございますが、やはりそういう拡大するということになれば、これは地元医師会のかかわりになってこようかと思っております。

ただ、平成20年から新たにいわゆるメタボリック症候群等のそういう潜在的な健診制度ということが義務づけられまして、また共済組合の検診車等がなくなるというようなことで、かなりこの健診制度自体の制度変更に伴いましての新たな検診体制のためへの医師会への負担といたしますか、お願いをしなければならない事項がふえてまいりますことが一つ先ほど申し上げた事情でございます。これは、工藤孝夫議員ご承知のとおり、県は3歳までということで、従来この補助をして対応してまいりましたが、結果的に県の財政難ということではしごを外された経緯がございます。確か

にこの3歳ということでの制限、そこへ置いた基準が何かということとなれば、今工藤孝夫議員おっしゃったように、やはり流行性の疾病等に弱い体質というのが3歳ごろまでというような基準のもとでのそういう県の補助対応だったと思いますが、残念ながらそれが外されてしまいました。これが市町村ということになれば大変な財政負担であるということは従来市長からも工藤孝夫議員に對しまして述べていたところでございます。

私の先ほどの答弁は、従来の答弁を踏まえたものでございますが、何といたしても拡大することによって、そういう国の方のペナルティーがあるということ、まずこれを念頭に置いていかなければならないと思っております。これは、皆さんもご承知だと思いますが、拡大は市独自になりますので、今後独自ということでは、それに要する財源等がございます。これは、新市長が登場してから、この問題についてはまた引き継ぎ協議して、対応について新たな判断を求めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 新市長が誕生してから協議し、対応していくというご答弁でしたので、速やかにこの点は進めていっていただきたいという点で要望しておきたいと思っております。

森林整備に関する件でございます。旧川内町では、この制度ができてから平成18年度まで進めてきたということでございます。合併してから、結局新規の事業はなされない。しかも余り面積的にもそうでしょうし、ましてや金額的にも少ないということでは、一言で言って森林整備、森林振興、地場産業に対する力の入れ方が本当に極めて新市の場合後手後手だと、私そう言わざるを得ないのです。今言ったように、補助金事業ですから比較的やりやすいのです。お金がないということとはわ

かりますけれども、先ほど市長職務代理者が答弁したように、30ヘクタール以上、それをいろいろ団地加算を組み合わせていくとやれないことはないし、それだけの公有林も合併になってから所有したのです。ちなみに、あえて言わせてもらいますけれども、合併になってから、公有財産は2,249万6,000平米です。そのうち旧川内町の面積が1,721万9,000平米、9割を旧川内町で占めているのです。これに個人の山林を含めると、面積が小さいなどという理由は、もちろん成り立たないし、問題は新市の地場産業へのでこ入れ、ここにかかってくる。ですから、これも新市長が誕生してからの大きな新市の課題としてやっていくことは間違いない事実だと思いますけれども、そういうことを本当に肝に銘じてしっかりやっていていただきたい。

先ほど私も森林の持つ広域的機能ということについては、ただ一般論ではなくて、一応の経過も述べたつもりですけれども、そういう点で、今は考えるだとか、見直したとか、もう言っていられないぐらいおきているのです。ですから、そういう点では、もう本当に急を要する課題だということを述べておきたいと思っておりますけれども、森林整備が必要だなという面積は、現在新市になってからどれくらいあるのか把握しておいたらお答え願いたい。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 新市の森林の中でどれくらいの整備面積か、つかんでいるかというふうなことですけれども、人工林の中でそれを具体的にはまだ把握してございません。平成19年度から平成23年度までのこの新事業による面積を私どもは年間900ヘクタール実施する予定でございまして、そのうち旧むつ市地域では395ヘクタール、旧川内町地域では267ヘクタール、旧大畑町地域では153ヘクタール、旧脇野沢村地域では83ヘクター

ルと、4地域で合わせておよそ900ヘクタールを実施する予定でございます。

それから、合併してから先ほどの旧川内町で行われた事業がほかの地域でやられていないのではないかというふうなことをご指摘受けましたが、平成14年度から平成18年度の5年間の事業でございまして、途中から入るというふうなことは採択されませんでしたので、私どもは新しく平成19年度から実施されます事業で新市全地域を巻き込んで森林の整備を行おうということでございます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 平成14年度から始まったこの補助事業は、途中からなかなか入るわけにはいかなかったというご答弁でありました。今年度、平成19年度から始まる事業として始めていきたい、たしかそういう答弁でありました。その点でお聞きしたいのですけれども、下北地方森林組合で平成19年度からこれこれの事業をやりたいということで予算化依頼計画書というのを市に出しているはずで、それは計画なされたのかどうか。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 予算計画書、森林施業計画が出されまして、その出された地域ごとの面積が私が先ほど言った面積でございます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 確認しておきたいと思っております。先ほど部長が答弁したこの事業は、今年度において実施すると、森林組合から出された計画は、そういうことですね。先ほども言いましたけれども、新市長になってからそうなるかと思っておりますけれども、森林の振興について、あるいはまたもちろん森林ばかりではなくて、漁業でも農業でももちろんでありますけれども、これに力を入れるということを、もう最大の課題にして取り組んでいただきたいということを要望して私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（川端澄男） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 3 3 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（川端澄男） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。43番目時睦男議員。

（43番 目時睦男議員登壇）

○43番（目時睦男） 大畑クラブの目時睦男であります。むつ市議会第192回定例会に当たり一般質問をいたします。

質問に先立ち、去る4月1日と5月31日に急逝されました故牛滝春夫議員並びに故杉山肅市長に対し、謹んで哀悼の意を表します。

杉山市長の悲報を知らされたのは、ちょうどその日、議会活動の打ち合わせで議員控室にいたときでありましたが、突然の悲報に接し、今もまだ信じがたい気持ちでいっぱいです。今はただ、故牛滝春夫議員、故杉山肅市長のご冥福をお祈り申し上げるとともに、大黒柱を失ったご遺族が、その悲しみから一日も早く乗り越えられますことを願うものであります。

お二人とは、新むつ市となった合併以来の短い期間でのおつき合いでありましたが、故牛滝春夫議員は、いつも笑顔を絶やさない穏和な方であり、また故杉山肅市長は、豊富な政治経験と自らの政策に対する信念と情熱には政治家として多くのことを学びましたが、お二人には今後も新むつ市の発展にご活躍を期待していただけに残念でなりません。

志半ばにしての故牛滝春夫議員、故杉山肅市長のみために、長い間ご苦労さまでたと申し上げ、通告に従い質問をさせていただきます。

質問の最初は、市職員の給与問題について伺いたいと思います。4市町村の住民の皆さんが多くの不安と期待を持ちながら合併し、新むつ市となってから早いもので2年3カ月を経過いたしました。私は、この間の合併に至る経過の中で、それぞれの市町村幹部の皆さんのご苦労はもちろん、その仕事に努力してきた職員の皆さんに改めて感謝と敬意を申し上げるものであります。そして、新むつ市となった今日、公僕としての職員がそれぞれの持ち場、立場で市民の期待にこたえるため、これまで以上に自覚と責任を持って仕事に当たることによって合併効果が生まれるものと確信しております。

しかし、これまで合併した旧市町村それぞれが、労使及び議会の努力により築き上げてきた職員給料表があり、昇給基準が異なっていることから、合併後の職員給与のあり方について合併協議会で具体的な調整方法として、合併時にむつ市を基準として新市における職制を考慮し、再編、調整するとなっておりますが、職員が持ち場、立場で互いに連携し、意欲を持って仕事に従事するためには、同一労働、同一賃金を基本に均衡ある給与体系の確立を図らなければならないことはごく当然であると考えるところであります。

そこで伺いますが、第1点は、合併協定書の中で一般職の身分の取り扱い内容を見ますと、職員の給与などについては現給を保障し、職員の給与の適正化の観点及び不均衡が生じないように、合併時に新市において適正に再編する。職員の職の設置、職名、職階及び任用要件については、人事管理の適正化の観点から新市の職制などを考慮し、合併時に新市において速やかに再編するとありますが、これまでの再編内容をお示し願います。

第2点目は、本市の初任給、昇格、昇給などの基準に関する規則の附則第2項では、この規則施行の際、現に在職する職員の給料月額の決定については、この規則の基準に従い、その職員の学歴、免許などの資格及び経験年数に基づき再計算を行うものとする。川内町、大畑町及び脇野沢村の編入に伴う経過措置となっておりますが、再計算を行っているのかどうか。行っているならば、その内容を、行っていないならば、その理由をお示し願います。

第3点目は、学歴、免許などの資格及び経験年数が同じ職員の給料月額はどのような実態になっているのか。

第4点目は、合併協定書にある再編がなされていないとするならば、今後に向けた再編の考え方、時期、財源をお示し願います。

次に、選挙の投票時間と開票時間短縮について伺います。ことしは、4月の統一地方選挙に始まり先般行われた知事選挙、そして7月には杉山市長の死去による市長選挙、参議院議員選挙、9月には市議会議員選挙が予定されておりますが、合併以降の各種選挙時の最終開票終了時間が6月3日執行の知事選挙では23時32分と県内最長であり、その前の4月8日に執行された県議会議員選挙では23時47分と県内最長の八戸市に次ぐワースト2位でありましたし、合併後最初に行われた平成17年の衆議院議員選挙では、翌日の1時16分で、県内ワースト2位の時間でありました。これは、選挙管理委員会として開票時間の短縮に努力をしてきたうえでの結果であるとは思いますが、市民の方々から聞かされるのは、なぜもっと早くできないのかとの声であります。特に県議会議員選挙では、本市の開票のおくれから、最終議席の確定がむつ市選挙区となったことに対する率直なあらわれであろうとも思うからでありますし、実効ある改善策をあらゆる角度から検討しなければなら

ない課題であると認識しているところであります。

そこで、何点かについて伺いますが、1点目は、投票終了後の投票箱の輸送、開票事務の短縮に具体的にどのような対策を講じてきたのか。

2点目は、対策を講じたとするならば、そのことによりどれだけの時間が短縮できたのか。

3点目は、6月11日開催の選挙管理委員会において、7月15日投票の市長選挙から21投票所の投票終了時間の1時間繰り上げ実施を決定したとの新聞報道があります。このことについては、本会議に上程されております平成19年度一般会計補正予算に対する質疑での柴田峯生議員の発言にもありますが、投票時間延長実施の過去の経緯との整合性をどのように考えての対策なのか。また、そのことに対し、市民合意をどのように図る考えかお聞かせ願います。

以上、理事者の誠意ある回答をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、市職員の給与問題についてであります。ご質問の1点目は、合併協定にある再編内容を示せということについてであります。これまでの再編内容といたしましては、適用されていた給料表について、国公準抛の観点から大きな差異はなかったものの、旧4市町村間において異なっていた一定部分については、むつ市職員の給与に関する条例に規定されている給料表を適用する形で再編されております。その際、合併時点の給料月額は、それぞれの市町村で決定された初任給、昇給履歴を尊重し、現給を保障することを前提として調整がなされたところであります。また、職の設置、職名、職階及び任用要件につきましても、む

つ市の基準により再編されているところであり、合併後の人事配置におきましても、新市の職制等を考慮しながら、適正に運用がなされているものと考えております。

次に、ご質問の第2点目は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の附則第2項の規定に関するご質問についてであります。同項は昭和38年にこの規則が施行された際に再計算を行うとした規定でありますことから、合併時におきましては、この規定に基づく再計算は行っておりません。

次に、第3点目の学歴、免許等の資格及び経験年数が同じ職員の給料月額の実態についてであります。ご質問の第1点目でもお答えいたしておりますように、合併時点でその調整がなされているところではありますが、旧4市町村における昇格基準及び定数内特別昇給制度の運用が異なっていたことから、この点においては、資格及び経験年数が同等の職員でも若干の差異を生じているものと思われま。これにつきましては、昇任による級の昇格の場合を除き、定数内特別昇給制度の運用により調整する方針を打ち出していたところではありますが、人事院勧告を踏まえた平成18年4月からの給与制度の改正により定数内特別昇給制度が廃止されたことに伴い、今後この制度を活用した調整は困難であると考えております。このため現制度での昇給につきましては、勤務成績が良好である者は4号給の昇給となり、これを標準として、勤務成績が極めて良好な場合には8号給、特に良好な場合には6号給、やや良好でない場合には2号給の昇給とし、良好でない場合には昇給しないこととなっており、目時議員ご指摘のように、労働意欲の向上という観点から、理にかなっているものと考えております。

また、目時議員ご指摘の同一労働、同一賃金というお考えも職員の給与を決定するうえで一つの

重要な要素であると理解しているところでありますが、今後は懸案事項であります行政評価制度の創設を見据えながら、さらに適正な人事評価システムの構築に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、第4点目の合併協定書にある再編がなされているのかとのご質問であります。先に述べました考え方とおりで、合併時に再編済みでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 選挙管理委員会委員長。

（佐々木鉄郎選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（佐々木鉄郎） 選挙執行に関する質問にお答えいたします。

目時議員ご指摘の各種選挙における開票の確定時刻の件でございますが、議員ご指摘のとおりであります。しかし、開票事務を開票開始時刻から確定時刻までの時間で比較した場合には、大きく結果が違ってまいります。

先日早稲田大学マニフェスト研究所が公表いたしました本年度4月8日投票が行われました全国44道府県議員選での開票事務作業時間のランキングによりますと、県内では5市の開票時間が全国平均の1時間57分を下回っており、むつ市も1時間46分で、これに含まれております。また、青森県内の平均時間1時間50分をも下回っております。

このような結果にもかかわらず確定時刻が遅いのは、むつ市の開票開始時刻が22時と他の開票区に比べ30分から1時間30分遅いことに起因しております。このおくれは、投票所から開票所までの投票箱の送致にかかる時間のためでございますが、選挙事務におきましては、この送致にかかる時間は、遠い、近いは別問題で、絶対的に必要な時間であり、かつ安全に送致しなければならないという義務を負っていることを考えますと、議員

ご質問の第1点目、投票箱の送致についての時間的短縮は、現段階では不可能と考えております。

しかし、自治体は地域住民に正確な情報を早く提供する義務を負っているのも事実であり、この観点から、選挙事務全体の時間の中で投票箱送致にかかる時間をどのようにカバーするかは、この合併後初の選挙でありました衆議院議員総選挙からむつ市長選挙、そしてことし4月の統一地方選挙での県議会議員選挙と、国、県、市、それぞれの選挙で課題を見つけ出して改善しております。

開票部門では、開票台の台数をふやし、その配置を変えることにより、開票台から点検係への票の回付が非常に速くなっております。しかし、これも回付後の処理に課題を残しており、大幅な時間の削減には至っておりません。議員がお尋ねの対策と、その効果につきましては、時間的効果測定は実施しておりませんが、若干ではございますが、あったのではと考えております。

ご質問の3点目、投票所の閉鎖時間の繰り上げについてでございますが、市選挙管理委員会では、合併当初から選挙事務において行政サービスを低下させないことを念頭に、合併前の状況を維持した状態で各種選挙を執行してまいりました。この間に開票事務ばかりではなく、投票事務についても検討を重ね、選挙事務全体でのむだを検証いたしております。

その結果、労力的にも時間的にも最大のむだとして浮かび上がってまいりましたのが投票事務から開票事務に移行する際の従事職員の待機時間です。開票所において、開票作業に従事する職員は約150人おりますが、すべて日中は旧むつ市の36投票所において投票事務に従事し、終了後に開票所に移動し、開票事務に従事することになります。これらの従事職員が午後8時に投票所を閉鎖し、開票所までの移動に要する時間は5分から約45分くらいで、午後8時45分までには全員が

到着しております。ここから開票開始時間の午後10時までの1時間余りの待機時間がむだな時間となり、全体では150時間のむだが生じることとなります。

このむだをどのような解消すべきかを、投票環境の整備の観点からも検討を行い、時間別投票者数に着眼し、開票所から距離のある投票区の有権者の方々の選挙当日の19時から20時までの投票者数をカウントさせていただきました。その結果、今回1時間の繰り上げを決定させていただきました投票所の平均投票者数は二、三人であり、投票日前日午後8時までの期日前投票所を開設しておりますことを考えますと、地区の有権者の方々の投票行動には支障がないのではないかと、また投票所において立会人をしていただいております方には、投票所閉鎖後、投票箱の送致立会人として開票所までご同行いただいております。送致した後の間は、本当に大変な時間だと思います。この地域に合った投開票の環境整備があっただけではないかという結論に達し、決断させていただきました。

投票時間繰り下げ実施の過去の経緯との整合性をどのように考えての対策なのかのお尋ねもございましたが、投票所閉鎖時間が午後6時から午後8時までに改正されましたのは、平成9年12月19日、法律第127号によってでございます。この時間の改正は、投票環境の整備を目的としたものであったと伺っておりますが、都市部の選挙民のライフスタイルに合わせた形の法改正であったのではないかと考えます。この改正の結果は、すべてではございませんが、改正前後の投票率の比較ではかることができるのではないかと考えます。

市民の方々にとりまして一番身近な選挙でありました旧むつ市の市議会議員選挙の投票率をここでご紹介いたします。平成3年9月29日執行の選挙では81.08%、平成7年9月24日執行の選挙で

は77.63%、そして平成9年12月19日法律第127号で法改正が行われており、改正後の選挙でありました平成11年10月3日執行の選挙では75.90%でございました。平成15年9月28日執行の選挙では71.65%と、投票時間を延長するという法改正があったにもかかわらず、投票率は下がり続けております。この結果を踏まえて、当選挙管理委員会が導き出しました答えは、地方、地域のライフスタイルに合わせた投票環境の整備があってもよいのではないかと考えております。この改正を見ますと、繰り上げ時間を4時間の範囲以内とし、改正前と比較いたしますと2時間幅を広げております。このことは、法律も地域間の違いを想定しての改正であったのではないかと思料しておりますのでございます。

以上が過去からの経緯と決断に至った経緯でございますが、今後におきましても投票環境の見直しを初めとし、選挙事務全体について細部まで見直しを図ってまいりたい所存でございます。その結果として、議員がご懸念しておられました開票結果の確定の遅さや事務効率も改善してくるものと考えております。

市民の方々への周知の件でございますが、市内全域へは市政だよりと、選挙が近くなりましたら防災行政無線をおかりして周知を図ることとし、閉鎖時刻の繰り上げとなります地域の方々にはチラシを每户配布し、周知の徹底を図ってまいりたい所存でございます。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 再質問をさせていただきたいと思っております。選挙管理委員会事務局長が途中で中座をするような状況でありますから、前後しますが、2点目の選挙の関係についてお尋ねをしたいと思っております。

先ほどの選挙管理委員会委員長の答弁によりま

すと、それぞれ開票時間の短縮については、開票台の増加をするなど短縮に努力をしてきたと、この旨の答弁でありました。それぞれいろんな角度で短縮に向けて検討してきたと思いますが、同じ条件での先般の知事選挙の投票事務の時間が、先ほど申し上げましたように、本市は1時間32分というような状況であります。投票数の多い青森市と比較した場合でも、青森市は1時間27分になっています。本市と投票数が同じような十和田市との比較をした場合でも、十和田市は1時間5分、この差が27分あります。私は、投票時間の繰り上げをしていくという部分については、一つの手法でしよう。ですが、その前に開票時間の短縮について、やっぱりいろんな角度から検討する、これまで以上に検討することが必要ではないのか。

先般のテレビニュースの中で、パックの資材ですが、それで開票の事務についてミーティングをしたり、それを何回も繰り返して、そのことによって二十何分の開票事務の時間を短縮することができたと、本番に向かって同じような結果が出たと、こういう報道を耳にしました。やはり選挙民の方々からすると、先ほど言いましたように、早く結果をわかりたい、このことに最大限の検討を加えるというのがやはり選挙管理委員会としての任務だろうと、このように私には思うわけです。そういう面で、今後開票事務の改善について、全体を見直しながら、どこの部分についてロスを省いていけるのかとか、こういう点で総体的な検討を再度するという点についてどのような考えをお持ちか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 目時議員のご質問にお答え申し上げます。

開票の迅速化ということでございますけれども、現在早稲田大学のマニフェスト研究所が呼び

かけまして、日本全国で約600の市町村が時間短縮に取り組んでいると言われております。先ほど目時議員がおっしゃいましたけれども、有権者に少しでも速く、正確に伝えるという、これが本来の選挙管理委員会、また開票の選挙管理委員会の事務であろうかと考えておりますけれども、確かに議員ご指摘のとおり、県知事選挙、これにつきましては、会場におられた方についてはおわかりかと存じますが、票はほとんど1時間15分から1時間20分の間に開票台からなくなっております。にもかかわらず確定を出せなかったと。これは、疑問票に私自身がきちんとした決定をすることができなかった。言い方を変えて、いい言い方をすれば、慎重になったと、悪い言い方をすれば、決断力がないと、そういうことでございます。これについては、真摯に反省しておりますでございます。

そして、例えば時間だけの比較でございますが、弘前市については、目時議員は資料をお持ちになっていらっしゃると思いますけれども、非常にずば抜けていると言ってよいかと思いますけれども、8万票余りの票を1時間30分で開票結果を出しているわけです。これは、自動読み取り分類機という1分間に500票ほどを読み取る機械を10台保有しております。これは県内最大です。むつ市は、これは利用しておりませんが、1台当たり290万円かかります。これを10台利用して、このような速度を達成しておると言われております。ただ、比較されております十和田市でございますが、ここにつきましては、むつ市と同じく人海戦術で開票を行っております。そことの比較で20分というおくれを出しておりますことは、まことに私といたしましても、自分の判断の甘さということにつきましては十分反省いたしまして、今後いち早く市民の有権者の皆様に正確な開票結果をお伝えできるように努力してまいりたい

と存じます。

以上です。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 今選挙管理委員会事務局長からの答弁をいただきましたが、全体的にこれまでも努力をしてきた中での結果というふうなことであろうかと思っております。先ほど申し上げましたように、総体的な点検をしながら、1分でも2分でも開票事務の短縮に向けてこれからも努力していただくことを要望しておきたいと思っております。

それで、投票時間の繰り上げの問題ですが、やはり基本は6時から8時に繰り下げでの投票時間という部分については、先ほどの答弁の中で言いますと、都会はそういう状況だろうと、こういうふうなことで、我々地方との相違があるのかなと、そこは否めない実態だろうと思っておりますが、一面当時の状況と、この繰り下げを決断した国の法律改正という部分については、私は有権者の仕事の形態とか、いろんな因子が重なる中で、一人でも多く投票率の向上に向けた場合に繰り下げ実施をしていく、こういうことだろうと思っております。

1人の有権者が仕事の都合で、確かに期日前投票はあります。その中でも期日前投票にも行けない者、こういう点等々考えた場合に、安易な判断ではないと思っておりますが、繰り上げだけに資することではなくて、やはり一人でも多くの選挙民が投票行為に参加をできる、このようなことを今後においてもその点での検討を要望しておきたいと思っております。

次は、職員の給与の問題ですが、まず最初にお聞きしたいのは、合併時点でそれぞれ4市町村の給与体系なり昇給基準、昇格、職階基準等が違つ中での合併でありますから、そういう中で旧むつ市を基準にした体系に移っていく。そういう合意の中で、一方では働く側の部分というのは、この賃金という部分については労働条件の最たる

ものであります。そういう面で考えたときに、この時点での取り扱い等々含めて給料表の部分とか含めて、合併時に労働組合との協議、協約、協定等の締結がなされているのかどうか、この点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

これにつきましては、合併協定の中で協議してございますので、組合との協議はしてございません。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 今部長から答弁がありましたが、私は労使関係を正常化するためには、賃金を初めとした諸労働条件については誠意を持って交渉に当たっていくと、そしてその中で合意した内容については、その後の紛争を避けるためには文書で締結をしていくというのは当然使用者としての義務であろうと、このように解釈をするわけでありましたが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

合併する前までは、それぞれ給与体系が違っているものもございました。それは、合併時点で調整してございます。さらに、合併協定の中では現給保障をするのが前提ということで、その部分につきましては現給保障をいたしております。さらに、合併時にも調整いたしておりますので、そういうご懸念の部分はなからうかと思っております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 私は、今後の取り扱いも含めて大事な点だろうというようなことでお聞きしたいのですが、質問と答弁が若干ずれているなという感じがします。というのは、今後に向けてそう

いう点で紛争を起こさないために文書等々で双方が締結をしていくということについては、当然なことだろうと思うのです。その辺の考え方についてお伺いをしましたが、この点については否定をしないということだろうという認識をしながら強く要望をしておきたいと思っております。

先ほど答弁の中で、実際的に職員間の中で給料表の差異が生じているという答弁でありました。実は、ある職員の昇給事例内容を見ますと、平成18年1月1日に1号昇給し、同年4月1日に6号昇給し、さらに19年1月1日に3号昇給している事実があります。これは、先ほどの答弁にある勤務成績を評価する中での昇給もこの中にくみされているだろうと、このように認識をしますが、もう一方では調整をする中で、先ほど私が質問しました同一労働、同一賃金、不均衡の是正を図るという面も含めて、このような措置がなされてきているだろうと、このように認識をするわけですが、その点については間違いがないかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

目時議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 現状の中では先ほどの答弁、そういう措置をしながらも差異が生じている。同じ机を並べて、学歴、資格、経験年数が同一な人が月額での差異があるという部分については、私はやはり市民に対して誠意を持った、そして一生懸命仕事をしている、そういう環境をつくるためには、早急にこの完全な是正を図っていくことが必要だろうと思っております。そういう点で、最後にお聞きをしたいわけでありましたが、この調整というか、均衡ある給料表なり体系等の整備がいつごろまでに完了する計画で進んでいくのか、この点について最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。
○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 答弁で申しましたように、合併の協定は現給支給されている額を保障すると、これをまず原則としてとらえておりますので、そして平成18年4月からそういう人事院の制度改革がございまして、目時議員もご承知のとおり、それまではいろいろ各市町村、サイクル3短、6短等がありまして、大体それが1回り、1号アップといいますが、そういう形で整っております。ただ、今私も確認したところでは、これからのそういう何か差異を来すという職種ということでは、例えば具体的には旧川内町の保健師なんかは行政職というふうな位置づけでございました。旧むつ市あるいは旧大畑町等については医療職としてのそういう位置づけでございますので、その辺の差異につきましては、今後今の新しい制度のそういう人事評価でもって対応するべきだと思います。これは、今平成19年度は年度が始まりましたので、その辺はこれからの調整と。そして、また時期的なものをきちんと見きわめながら対応していきたいと思っております。

そしてまた、先ほど労使の協定ということでございますが、合併では協定に盛り込まれたのは現給保障でございます。そしてむつ市の職員給与条例を適用したと、当てはめていると。合併の形態が、もちろん精神は対等合併でございますが、そういう法令的なものについてはいわゆる吸収合併としての位置づけでございますので、その現給保障を前提に、そしてある程度そういう差異のものについての調整をしているということでは、特に協定をそのまま遵守することで労使の具体的な調整は必要ないという判断で対応しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） きょうは、賃金問題含めて議論させていただきましたが、冒頭にもただしてお

りますが、職員が市民の公僕として、市民の手足となって一生懸命仕事に従事できる、そういう職場環境をつくっていくためにも、理事者としてこれまで以上の努力をしていただくことを要望しながら質問を終えたいと思っております。

○議長（川端澄男） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 先ほどの目時議員のご質問に対しての合併の形態で、私吸収合併と申し上げましたが、市町村の合併の特例に関する法律では、合併形態は編入合併という言葉ですので、訂正とおわびをさせていただきます。

鎌田ちよ子議員

○議長（川端澄男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。39番鎌田ちよ子議員。

（39番 鎌田ちよ子議員登壇）

○39番（鎌田ちよ子） 公明党むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子でございます。質問に先立ちまして、4月1日亡くなられました牛滝春夫議員、今定例会直前に急逝されました杉山肅前市長のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

杉山前市長が生涯かけたむつ市発展と地域住民

の期待にこたえるという思いに心して、むつ市議会第192回定例会に当たり一般質問を行います。市長職務代理者副市長におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いたします。

質問の1は、介護保険についてお伺いたします。その1として、地域包括支援センター機能についてであります。介護保険が創設され、6年が経過し、要介護者の急増や給付費の増大など、さまざまな問題が浮き彫りとなり、介護保険制度の改正もされてまいりました。これまで要介護者だけに向けられていた諸施策に予防重視型システムが取り入れられ、高齢者の自立支援、要介護状態の改善や重度化防止を推進してきたところであります。そして、改正介護保険法を受け、昨年4月から地域包括支援センターが設置されました。この地域包括支援センターの主な事業は、総合的な相談窓口及び介護予防ケアマネジメント、包括的、継続的ケアマネジメント、高齢者の権利擁護を担うものであると認識しております。

ところで、地域包括支援センターが機能して1年が経過し、これまでに寄せられた相談件数、相談内容の象徴的な事例など、現況と今後の課題についてお伺いたします。

2番目として、介護予防事業についてお伺いたします。栄養改善については、元気な高齢者、とりわけ後期高齢者の健康は、それまでの食生活に左右される面が大きいと言われております。一方で、独居老人や老老介護の家庭については、エネルギー不足や低栄養状態、飲み込む能力に合わせた調理の仕方など、さらには生活歴から考え、各個人に合った介護予防を個々に提供されなければならないと考えます。本市における特定高齢者介護予防事業についてお伺いたします。

質問の2は、税の徴収率向上対策についてお伺いたします。5月1日発行の商工会議所報むつ「しもしん景況レポート」において、平成19年1

月から3月期の地区内景気動向調査によりますと、国内景気は回復が持続していると見られる中、当地区では経済諸活動が縮小期に当たり、業況判断指数DIはマイナス58.1で、前期のマイナス幅を19.1ポイント拡大したとの報告がされました。このような経済環境の中では、市税の滞納額が増加傾向にあるという厳しい現実がわかるような気がいたします。

現在各自治体においては、税の徴収率向上のためにさまざまな工夫をこらしております。本市としては、どのようにされているのでしょうか。徴収状況と徴収率向上の取り組みについてお伺いたします。

以上、2項目について前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、介護保険についてのご質問の地域包括支援センターの現状と今後の課題について及び特定高齢者の介護予防につきましては、保健福祉部長から答弁をいたさせます。

次に、徴収率向上対策についてお答えいたします。鎌田議員ご指摘のとおり、国内景気は回復、持続傾向にあるようですが、当地域経済には恩恵が見当たらないのが現状かと存じます。ご承知のとおり、ここ数年建設業、大型店舗の倒産、それらに伴う失業者の輩出等が相次ぎ、経済情勢は決してよいものではなく、直接、税の収納率に影響してきていることもまたご指摘のとおりでございます。市税の収納率は、その年の特殊事情が敏感に影響いたします。合併後では現年課税分で96%から97%の間を保っておりますが、決して満足はいく数字ではございません。近年景気低迷により失業した人や法的清算をした個人など、収入が著

しく減少した納税者が急激に増加しておりますが、収納率の低下を防ぐため滞納整理の強化はもちろん、きめ細かい市民の皆様との対話を第一の収納対策として、納税相談等の機会をふやしております。また、気軽に来庁していただき、納税相談ができるように分庁舎での対応を含めまして、月末には夜間・休日の窓口を開設して対応いたしております。

一例ですが、さきの議会で柴田議員からご指摘いただきました多重債務の過払い金返還請求についての相談も実施いたしております。着実に効果を上げていくとのごことでございます。ほかに内部に徴収対策検討委員会を設置し、個々の滞納事案を検討したうえで、どのように滞納処分するか、対策を講じたことも昨年度からの新たな収納対策でございます。また、今年度より下北地域県民局県税部との人事交流を行い、より専門的な滞納整理と徴税吏員の資質の向上を目指しております。

景気回復が徴収率向上の特効薬であることは間違いのないところでありますが、このような情勢の中、以上のような取り組みをし、徴収率向上に向け、歳入確保のため懸命に取り組んでおりますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 地域包括支援センターの現状と今後の課題についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、昨年4月に市の直営1カ所で開設いたしましたが、介護予防支援等の業務増大が予想され、本年4月からは新たに社会福祉法人2カ所に業務委託を行い、計3カ所の体制で事業を展開しております。

主な業務は、要支援1及び2の被保険者に対する指定介護予防支援、特定高齢者が要介護になることを予防するための介護予防ケアマネジメント

事業、高齢者に対してどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関の制度につなげる総合相談支援、成年後見制度活用促進や高齢者虐待への対応などの権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援や包括的、継続的なケア体制の構築などの包括的、継続的ケアマネジメント事業となっております。

直営の地域包括支援センターにおいては、これらの業務のほかに特定高齢者の決定、介護予防サービス事業の提供、高齢者虐待への対応等を行っております。

平成18年度における地域包括支援センターの具体的業務内容について申し上げますと、指定介護予防支援については、今年3月分のケアプラン給付管理件数が432件、このうち居宅支援事業者に委託している件数が346件となっております。新予防給付は4月からの実施でありますので、この件数は今後も増加し、今月末での予想件数はおよそ700件程度になる見込みであります。また、今年の4月からは川内地区、大畑地区、脇野沢地区を除き居宅介護支援事業者への委託件数がケアマネジャー1人当たり8件に制限されることから、これらの増加は地域包括支援センターが担当することとなります。

介護予防ケアマネジメント事業については、特定高齢者の年間発生件数が41件、サービスプログラムとしては運動機能の向上事業、栄養改善事業等となっており、特定高齢者の実人数で6人、延べ121人の参加となっております。

なお、これらのプログラムは年度途中から一般の高齢者にも開放いたしましたので、この一般の高齢者を含めると、実人数は22人、延べ696人となっております。

総合相談支援権利擁護事業については、総合相談業務を在宅介護支援センターに委託しており、そのうち介護保険その他の保健福祉サービスに係

る相談件数は地域包括支援センター分と合わせて1万1,802件となっております。また、成年後見制度等の権利擁護に関する相談は3件となっており、これらについては具体的に対応をいたしております。

高齢者虐待に関するものとしては20件となっております。

包括的、継続的ケアマネジメント支援といたしまして、関係機関との連携づくりでは、地域ケア会議を通じて市内全居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、むつ総合病院、川内病院、大畑診療所、社会福祉協議会等との連携を図っておりますし、医療機関との連携づくりでは、地域連携パス事業及び橋渡し委員会を通じて急性期及び回復期医療機関との連携体制の構築に参加しております。

介護支援専門員に対する個別支援では、相談窓口困難事例、個別事例に対する会議開催支援、ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメント指導を実施しております。

以上が地域包括支援センターの現状であります。今年度からこれまでの直営1カ所から委託の2カ所を含めて3カ所の体制となったことから、これまで以上に市民に直結した事業運営ができるものと期待いたしているところであります。

地域包括支援センターの業務のうち最も困難を来しているのが特定高齢者に対する事業の展開であります。事業参加者が少ないことは全国的な傾向であり、県内の各市においても本市と大差のない状況となっております。この原因の一つは、健診事業時に行われるチェックシートにより特定高齢者候補を把握しなければならないことにあります。実際に健診に参加される方の多くは、健康な高齢者が多いことから、事業の実施に結びつきにくい状況にあります。この打開策として、要介護認定において自立と判断された方への訪問、個別

健康診査を働きかける、あるいは広く一般高齢者事業として展開するなど、別の視点からの事業拡大を検討してまいりたいと考えております。

加えて福祉の増進には地域との連携が不可欠であります。ボランティア団体等の育成についても関連課と協力しながら地域との協働を推進し、あわせて特定高齢者の実態を把握できる体制についても検討してまいりたいと考えております。

次に、特定高齢者介護予防事業についてお答えいたします。平成18年度の特定高齢者介護予防事業は、運動器の向上事業、栄養改善事業等でありましたが、平成19年度からはこれに口腔機能向上の事業が追加されております。この事業の利用の仕方といたしましては、健診事業等でのチェックリストにより25項目の質問に答えていただき、一定の項目に該当した場合に特定高齢者の候補者となります。

次に、このデータを医師に確認していただき、特定高齢者事業が妥当であるとの判断が下されれば事業の適用となります。したがいまして、例えば自分は口腔機能の向上を図りたいという方がおられましても、チェックリスト、医師の判断を経なければ事業の実施に結びつかないということになります。

また、チェックリストに関しては、無料で受けられますが、健診事業で1,300円、あるいは個別健診で1,800円の個人負担を生じることになります。サービスの種類では、通所事業が主体となりますので、委託先の事業所に出向くか、迎いの車両を利用するか、いずれにしても集団のサービスが基本となります。ただし、どうしても通所ができない、集団でのサービスは受けられないという方には訪問事業がありますが、現在のところはホームヘルパーの派遣か保健師等の訪問に限られており、管理栄養士あるいは歯科衛生士等の専門家の派遣が必要となる訪問事業については現在対応

ができないということをご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） ただいまは、丁寧なご答弁ありがとうございました。先に介護保険の方から再質問させていただきます。

ただいま部長から口腔ケアについてチェックリストの提示もありましたが、口腔ケアについて再度質問させていただきます。65歳以上の高齢者を対象とした介護予防普及啓発事業として口腔ケアがあります。そのことについてお尋ねいたします。

肺炎で死亡する9割が65歳以上の高齢者と言われており、その高齢者が肺炎になる最大の発生原因が誤飲と言われるものです。誤飲とは、飲み込む力が弱く、誤って気管支に食べ物などが入ってしまうことを言います。口腔内には、約300種類にも及ぶ細菌が常在し、ブランク1ミリグラム中に数億の細菌が生息しており、この中に肺炎を引き起こす連鎖球菌などの原因菌が含まれています。加齢により体力が落ちている高齢者は、免疫機構や反射能力が低下しており、また唾液の分泌量が少なくなり、口の中の自浄作用も低下します。これらのことにより、就寝中に繁殖した口腔内細菌を誤飲するというリスクが非常に高くなります。誤飲の結果、それらの細菌が肺の奥に侵入し、誤飲性肺炎を引き起こします。これは、身体機能が弱っている高齢者にとっては死亡率の高い病気ですが、近年さまざまな研究により口腔ケアが誤飲性肺炎の予防に顕著な効果があるということが明らかになってまいりました。また、要介護者に対して適切な口腔ケアを行うことは、適度な脳への刺激にもなり、結果としては認知症の抑制に役立つとの専門家の報告もあります。口腔ケアには、歯磨きなどにより口腔内を清潔にし、細菌を減らす器質的な口腔ケアや、そしゃく、嚥下など口腔

機能を回復させる機能的口腔ケアがあります。口腔ケアが適切に行われると、唾液の分泌は促進され、口腔内での細菌繁殖を抑えることができ、結果的には高齢者の肺炎を減少させ、命を守ることに繋がります。

先ほどの部長の答弁の中では、現在の介護保険法の中では大変これを事業化するのは厳しいような内容のご答弁でありましたが、ぜひ行政主導で歯科医療関係者と連携し、市民に広く啓発するとともに、医療、保健、福祉にかかわる方々の支援をいただき、口腔ケアに取り組んでいただきたく再度お伺いいたします。

もう一点は、介護保険の区分変更についてお尋ねいたします。介護保険制度を悪用したコムスンの問題は、大きな社会問題に発展しています。本市としましても、利用者が不利益を受けないよう介護事業者に対するチェック体制の確認を再度お願いいたします。

ところで、介護保険の区分変更ですが、平成18年から要介護区分が大きく変わりました。利用者本人の身体とか精神機能がほとんど変わらないような状態であるのに、更新手続の認定が厳しくなり、介護認定が下がって困っているとの利用者からの声も届いております。本市の現状をお伺いいたします。

もう一つですが、介護保険制度を受けることができない高齢者、よくニュースでは介護難民という言葉が言われております。法のもとではすべての国民は平等でなければなりません。事故や病気の際に引受人がいらないとの理由で、ひとり暮らしで親族がいらない高齢者の方は施設入所を希望されていても、なかなか入所判定といいますが、入所の手続ができないで困っているという方のお話を伺いました。本当に介護保険制度を利用する必要がある高齢者は、ひとり暮らし、親族がいらないこの方たちだと思います。本市の対応方をお伺い

たします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 口腔ケアについてのご質問にお答えいたします。

特定高齢者の口腔機能の向上については、高齢者介護の原点とも言うべき事業と考えております。口腔の清潔確保で、ウイルスや、ばい菌の防護となり、しっかりとしたかみ合わせや嚥下機能の確保で栄養補給がなされ、行動の源となるものであります。市では、平成19年度から口腔機能の向上プログラムを特定高齢者の予防事業に取り入れておりますが、その形態は事業者に委託しての通所事業が主体となります。したがって、現時点では一般の高齢者には適用されないこととなります。また、通所になじまないこと等から居宅においての支援を希望する場合には、保健師によるアセスメント・指導あるいはホームヘルパーによる指導等が行われることとなります。

専門職である管理栄養士や歯科衛生士の派遣については、費用、人材の確保、医療機関等との調整等難しいものがあることをご理解いただきたいと思います。

次に、要介護認定区分変更についてのご質問についてお答えいたします。平成18年度において要支援1または2に判定された被保険者が結果を不服として再度認定手続を行った件数が119件ございます。また、この119件については新規の要介護認定申請または要支援認定申請という形で行われるものでありまして、いわゆるやり直しという形になっているものではありません。訪問による認定調査に当たっては、当人が認知症である場合がありますので、できるだけ家族や当人の状況に詳しいケアマネジャー等の同席を求めています。調査は、当人に対しての質問、動作要求等により進められておりますが、同席の方には、

調査終了後に調査中の事項について調査員にアドバイスをしていただくようあらかじめ電話等で市の担当から説明を行っております。

新予防給付開始当初には、区分の細分化や一部福祉用具の適用制限等に変更があったため調査に戸惑いがあり、119件という件数になったものと思われます。今後は、担当職員、認定調査員を含め、再度同席の目的を説明するように徹底し、それが原因となる苦情が発生しないよう指導してまいります。

それから、先ほど要介護にならない老人の取り扱いということをございましたけれども、これにつきましては市の内部で老人の、いわゆる養護老人ホームへの入所者については適正を期するために判定委員会等を設けてございます。その判定委員会の意見をもとにいたしまして要否の判定をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 介護保険制度に関しては、利用者の利便性を第一に考えて進めていただくようよろしくお願いいたします。

続いて税に対する再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。納税者に対する利便性についてお伺いいたします。国の方針であります公務員の削減、そして厳しい財政状況により今後ますます市の職員数を削減する方向へ進まざるを得ないのが現実であり、人手のかからない税の徴収と、だれでも気軽に納付できる機会が必要ではないでしょうか。現在北海道の大沼国定公園を有する七飯町のように、各自治体が納税者の利便性を向上しようとコンビニ収納を実施するようになりました。本県におきましても、十和田市は軽自動車税のコンビニ収納を今年度から実施しています。納税者の利便性の対策としまして、市税のコンビニ納付についてご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 鎌田議員の再質問にお答えいたします。

むつ市においても、市税のコンビニ収納を行ったらどうかというご質問であります。これまでにコンビニエンスストアにおいて電気、ガス、水道料金等の公共料金の収納委託が行われてきたところでございます。地方自治法施行令が改正され、平成15年4月から地方税の収納事務についても私人への委託が認められ、コンビニ収納が可能になったところであります。

総務省自治税務局企画課が発表いたしました地方税の収納徴収対策に係る調査結果によりますと、平成18年7月現在、コンビニエンスストアへの収納委託を行っている団体は、都道府県では23団体、市町村では102団体となっております。その取り扱い税目ですが、都道府県では自動車税を収納委託しております。市町村では、軽自動車税を100団体、個人住民税を73団体、固定資産税を66団体が委託しております。また、この時点でコンビニ収納の導入を計画している団体が100団体近くありましたので、現在コンビニ収納を実施している団体はかなりの数に上っていると考えられております。

現在県内では十和田市だけが本年より軽自動車税のコンビニ収納を始めておまして、納付書により納付いたしました納税者でコンビニ収納の割合が20%ほどであったと聞き及んでおります。また、十和田市では随時住民税、固定資産税を加えていく計画があり、かなり高額のパッケージプリンターなどを導入したとのこと聞き及んでおります。月末などの金融機関の窓口では、かなりの時間待たなければ納税できないという声や、市民のライフスタイルの変化などにより金融機関の営業時間内では納付が困難であり、深夜や土曜、日曜での納付希望が増加していることも確かであり

ます。

一方、滞納理由の中には、納税資金はあるものの、金融機関に足を運ぶ時間がないため、そのまま納期限を超えて滞納に至るケースも散見されております。また、既に公共料金等でコンビニ収納を導入している各団体では、徴収率アップに寄与していることも判明しております。

これらのことから、コンビニ収納を導入することは納税手段の機会と拡大を図り、納税者の利便性を向上させるとともに、最終的に収納率アップが期待されることと考えられます。

本市といたしましては、他の自治体のコンビニ収納の実施状況を分析し、直接、間接的な効果の検証を行うとともに、ホストコンピューターの改造、バーコード印刷の手段、納付書の工夫、収納日と入金日の事務処理、納税証明書の交付、そして手数料の問題等想定されます課題をクリアしながら、納税者の利便性や収納率向上の観点からもコンビニ収納を検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） ただいま税務調整監から詳しくご答弁ありまして、ありがとうございます。私からもあわせて要望としたいと思います。

北海道七飯町のコンビニ収納導入のための初期投資は1,500万円ぐらいとお聞きいたしました。もちろん費用対効果のことも考えなければなりません。しかし、今後団塊の世代の高齢化時代を迎えた今、いつでも気軽に納付できるシステムの構築として必要な制度としますので、早期実現に向けた積極的な取り組み方を要望いたします。

続いて介護保険の方に一つ要望がありますので、お願いいたします。外出支援サービス事業についてであります。主に医療機関の送迎に利用されておりますストレッチャー対応型福祉車両

は、現在夜間は1社のみとなっており、緊急の通院時など、診察や点滴で遅くなり、夜間に帰宅する際の車両手配にご家族の方を含め、関係機関の方は大変難儀しているとお聞きいたしました。以前は、夜間ともに2社で対応していた経緯もありますので、今後の在宅介護を支えていくうえで行政としてのサービスの体制確立を再度要望いたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

2時50分まで暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

東 健而議員

○議長（川端澄男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 私は、新むつクラブ所属の川内の東であります。今定例会の一般質問も私で最後となりました。ことしに入り、今回2回目の定例会の登壇となりましたが、前登壇者の皆さんも申し述べているとおり、今議会が始まる前にお二人のご逝去がございました。我が川内町選出の牛滝春夫議員が4月1日に、また5月31日には、まさかの急逝によりまして旅立たれました杉山肅市

長であります。まず、冒頭から私もお二人のご逝去に際しまして、謹んで哀悼の意を表したいと思います。

それでは、むつ市議会第192回定例会に当たり、事前通告のとおり順次3項目の一般質問を行います。

まず1番目でございますが、蛸崎城発掘調査の見通しについてお尋ねいたします。第1に、私は観光産業の振興にぜひ必要な項目として蛸崎城の付加価値対策を今までたびたび訴えてまいりました。この発掘調査が、発掘に携わってきた先生が昨年限りで参加できなくなり先送りされています。先生は、断念の理由として、七戸町での仕事と蛸崎までの距離的な問題、ひいては城跡の発掘には長期間要し、とても発掘が終わるまで毎日来られない、また蛸崎城だけに時間を割いてられないことから、専門の職員を採用し、じっくりと発掘調査を進めてほしいと申しております。先生のご事情を考えると納得せざるを得ません。しかし、私は見通しもないまま時間だけが経過することに歯がゆい思いを抱いております。先生からは、むつ市全体の発掘を考えた場合、蛸崎城ばかりではなく、まだまだ多くの場所が眠っている。遺跡の発掘調査は学芸員でないとできない、素人が発掘すると、せっかく探り当てた重要な文化財を破壊してしまうおそれがあると言っております。また、本腰を入れてじっくりと取り組むことを期待されておりました。そこで、これからの発掘調査と城跡活用による観光地としての整備促進の展望をぜひ示していただきたいと思っております。

第2に、今のところ肝心の学芸員調達の予定も未定になっています。一昨年から七戸町の小山先生のおかげで今まで霧に包まれ、雲をつかむようなものと思われておりました城跡の足がかりが次々とテーブルにのり、山城の図面などが描かれ、その成果があらわれて、教育委員会でも把握してい

るとおりであります。そして、昨年、存在すら疑われていた城郭の柱穴の跡が発見されました。何回も申し上げているとおり、これは下北の歴史上、世紀の大発見と申しても過言ではありません。故人となられた多くの歴史家たちも探せなかったもので、草場の陰で大変喜んでることと思います。ここまで来て、しばらくは中断を余儀なくされることになりましたが、非常に残念であります。これでは歴史家ばかりではなく、多くの市民の期待を裏切ることになります。今後の学芸員と調査員の確保がこれからの課題ですが、何といたっても学芸員がいなくては何もできません。そこで、今後の採用計画はどのようになっているのかお伺いたします。

第3に、私は小山先生とコンタクトをとるときはいつも県教育委員会へお願いしてまいりました。県でも蛸崎城は重要視しています。事情で発掘が滞っていることを相談すれば、何らかのよい知恵が浮かぶかもしれません。県教育委員会へご相談して、調査員の派遣をお願いしてみる考えはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

第4に、現在長期総合計画の策定作業が行われていると伺っておりますが、観光面での地域振興を図る対策はぜひやらなければなりません。私は、蛸崎城は中世の下北半島の歴史をひもとくうえで最も重要なものと認識しています。予算の関係もあるのは重々承知していますが、暗雲に覆われていた歴史に光が差し込み、おぼろげながら、その姿の全体像をあらわそうとしているところまでこぎつけました。このままでは熱意も冷め、やる気もなくなってしまいます。早急に取り組んでいただきたいというのが大方の関係者の気持ちで、このままでは夢を失ってしまいます。蛸崎城の発掘は、下北での最大の歴史的副産物と申しても過言ではありません。最近どうも歴史的な対策への取り組みが先送りされ、置き去りにされているよう

に感じられてなりません、私ももう61歳になりました。いつまでも待つというわけにはまいりません。この発掘調査を確実に進めるためには、今後の市の長期総合計画にのせていただくことが必要であります。そこで、教育委員会では滞っている計画をどのように進めていかれるのか、市民に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第5に、蛸崎城遺跡は、鞍越遺跡、田名部館、城ヶ沢の順法寺城、一里越城などとも関連性があり、広範囲には泊の音羽城、白糠の日波城、横浜町の横平の柵、蛇浦の蛇沼城、下風呂の湯本城、大畑の畑城など、今まで県史にとっても重要な遺跡として認められてきたものであります。今まで発掘調査を主導してきた七戸町の小山先生の実績が尊重、評価されることが第一でなければなりません。そして、今ここで発掘が滞ってしまえば、市の自主性や教育委員会の姿勢が問われるのではないのでしょうか。また、せっかくやる気を起こし、期待してきた地元や川内町の関係者の意欲がなえてしまいます。

繰り返しますが、小山先生も自分では発掘には距離的な問題と自分の仕事上のこともあり、全面的な協力はできないが、協力はできるだけしたいと申しています。発掘調査に関して、過去に県では、川内の鞍越遺跡の発掘調査に青森の葛西という先生を派遣してくれたことがありました。川内庁舎の教育委員会の職員や関係者に聞けば、それがわかると思います。特に川内の文化財保護審議会委員の富岡一郎さんは、川内の教育委員会におり、そのとき鞍越遺跡の発掘調査に参加しておりました。その調査報告書も大変わかりやすく、詳しく書かれ、出ています。先生とのつながりもあり、大変詳しいと思います。富岡さんなどにご協力を願い、働きかけをしていただくことを提案いたします。また、県の教育委員会にもご協力をい

ただき、早急に発掘調査を継続するべきだと思いますが、教育委員会の対応をお伺いいたします。

2番目になりますが、小学校の統廃合問題と教育環境整備についてお伺いいたします。まず1点目でございますが、来年度から川内町の蛸崎、宿野部、桧川の3校が第一川内小学校へ統合することが決まりました。大方の人たちは、このことは知っていると思いますが、この周知について、住民や土地を離れてしまった人たちへの連絡はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目、地域住民の中にはまだ、なぜ小学校が統合しなければならないのかという人たちもおります。閉校する学校を卒業し、長年地域で暮らしてきた人たちにとっては、できるだけ存続させたいと願うのが人情というものであります。教育委員会の情ある態度とここまでに至った経緯、これからの学校教育に対して地区住民に誠意ある説明をする責任が生じていると思いますが、この周知活動についてどのようになっているのでしょうか。

3点目であります。閉校するということは、地域に学ぶべきところがなくなってしまうということでもあります。本市の対応は、資金を出し、あとは地元任せというように見られますが、もっと教育委員会の関与も必要のような気がいたします。資金を有効活用し、できるだけ今までの歴史の保存と子供たちの思い出に残るような方法を考えてあげるのが我々当事者や教育に携わる者、地域に残る人たちの務めだと思いますが、教育委員会と閉校する地域との連絡体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

4点目、閉校する学校の歴史や文化財の保存、児童文庫や教材、閉校校舎の今後の活用方法について、まだはっきりと決まっていないうに見受けられますが、それらをどのように活用していくつもりなのか。また、学校周辺や校庭などの環境

整備などは手つかずになります。閉校後、これをどのようにしていくつもりなのでしょうか。地震や災害などの避難場所にも使えると思いますが、教育委員会では閉校校舎の跡地利用をどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

3番目でございますが、一貫教育の考え方についてお伺いいたします。第1に、この問題はむつ市議会第187回定例会で私が質問いたしました。そのとき教育長は、今後の学校統廃合計画の進捗状況と対象地域の実情を見きわめながら、可能かどうか検討していくと答えています。5月10日の東奥日報に小中一貫校の導入へ向け、むつ市教育プラン検討委員会を発足させたという記事があります。これを見た限りでは、11月までに教育委員会が作成した骨子案について協議し、市側では年内にプランの策定を目指すとしています。いよいよ導入に向けた対応が始まりましたが、少し対応のおくれが気になります。しかし、着手の仕方がどうであれ、教育長は一貫校の導入は可能、また必要と判断したということでもあります。そこまで決断するに至ったその根拠と理由は何でしょうか。

第2に、私はさきの一般質問で国家百年の大計、教育問題については意見をもっと広範囲から聞くべきとも申し上げています。私は、今後の教育のあり方に重大な関心を持っています。小中一貫校の導入は、今までの教育のあり方、教師の対応の仕方、子供の出身地の慣習などが合わなかったり、子供たちの年の差もあり、大きな変革をもたらしますので、子供たちの教育にはできるだけ心の動揺を与えないようにして進めるべきだと思います。

ところで、さきの記事には、検討委員会の中で市内の小・中学校校長やPTA、教育関係者など10人で構成すると書かれ、委員長には田名部中学校の新山校長を決めたとあります。本市のこれが

らの教育行政のあり方の全権をゆだね、また子供たちの未来を託すわけではありますが、教育体制の再編は、今までにない重大な改革を伴う問題であります。この10人でいいのかどうか、大変判断に悩むところであります。また、同記事ではむつ市教育プランに目標、枠組み、アクションプランなどを盛り込むことが書かれています。私は、先進事例なども参考にもっと広範囲に人材を募ったり、地区ごとのシンポジウムや討論会など、議員も交え多くの意見を募集し、本市の教育のあり方を検討するようにした方がいいような気がします。いかがでしょうか。その見通しをお示しください。

第3に、むつ市議会第187回定例会で提言した小中一貫教育には、合同運動会や文化祭、父兄を巻き込んださまざまな、多彩なイベントの展開が考えられるとも申し上げています。地域活性化対策であります。現在教育環境が市民や親から離され、教育が教員と児童たちだけで行われ、一般の人たちへの周知が少ないように感じられ、市民の間から不平不満が見られます。また、教育が市民社会からの安全対策の面からか、隔離されているような印象を持たれ、先生たちも一般の人たちとの面識がなく、数年間地域で教鞭に立っている先生でも、どのような先生が子供たちの教育にかかわっているのかということすらわかってもらえないことも少なくありません。学校教職員と市民との触れ合い不足は、違和感を持たれています。小中一貫校を導入するのであれば、学校と地域が一体となった、保護者も市民も参加できる教育環境の整備を目指していただくことがより必要かと思いますが、いかがでしょうか。

第4に、どうしても人数の多い学校が保護者も多く、教育熱心となります。旧町村部の小規模校では、親は仕事で子供の教育に熱心になっていけない事情があるようです。気づかないうちに教

育差がどんどん広がって、地域性では片づけられない課題を生じています。教育環境が閉鎖的で、よい意味での競争原理が後退し、教育的な理解力が後退し、問題が出ることもあります。

市街中心部では、子供たちは幼稚園、保育園のときから競争力の中に置かれ、また塾通いする子もおります。全部とは言えませんが、教育格差の広がりとは否定できない事実であります。合併後の教育環境にも液状化の現象や各種の変化を来しています。今日地域に固執しては競争社会の世の中に出てから挫折する生徒も出てまいります。大規模校とは比較できないまでも、同等の教育を実践するには、ふだんから小規模校としての競争力の調整も必要となってくるでしょう。均等の教育とはどう確保し、どう受けさせるべきか、教育格差を是正する対策や措置も必要とされます。教育における格差について、その地域性の存在と認識及びその調整など、教育長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

第5に、5月19日の東奥日報の記事について、大湊中高一貫校は2000年度から実施されているが、教育長は「発展性がなく、終息させるべきだ」と述べています。人口減少で生徒の数が毎年激減しているとき、やむを得ないという声もあります。このことは、さきの一般質問の中でも教育問題を取り上げ、私は建設的な意見を述べた経緯がございます。今教育長がこのような発言に至ったのはなぜか、この点についてわからない部分がありますので、この発言の真意についてお答えいただきたい。

第6に、教育長はソフトランディングさせる方向で動いた方がいいとのご発言ですが、これは一貫校としての取り組みに対する努力不足と、進学だけにウエートを置いてきたからではないでしょうか。また、予算面や経費のこともあります。私は、今まで連携してきたことに重要な意義がある

と思っています。今連携を破棄してかえって悪影響が出ないのでしょうか。また、小・中では一貫校を目指し、中・高ではそれをやめるべきとのことだと思いますが、整合性について、その理由がはっきりいたしません。もう少し様子を見るべきではないかと思いますが、このソフトランディングを思い立ったのはなぜか、その理由をご説明いただきたい。

第7に、教育長は小学校、中学校では学校選択制はとらないと言っていましたが、高校は選択制がとられています。教育のさらなる向上を目指す生徒が出るのはやむを得ないことだと思います。しかし、大湊高校の入学生が余りにも少ないような気がいたします。批判をするつもりは毛頭ございませんが、これは高校教育に問題があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、教育のカリキュラムなどについてはどのようなになっているのでしょうか。

なお、中学校卒業後の生徒の進学率や就職率についてはどのようなになっているのでしょうか。

教育長は、中高一貫校存続について否定的な見解と受けとめていますが、どうでしょうか。これから小中一貫教育の方向性が示されようとしているとき、このことに影響が出ないのかどうか、大変心配されます。お考えを改める必要も感じます。

さて、来年川内高校が大湊高校の校舎化になり、大湊高校の人数もふえることになります。この学校間での一体化をにらみ、相乗作用を利用する取り組みも考えたうえでソフトランディングするのであれば、そのときに判断することにしてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、3項目について質問いたしました。順次前向きなご答弁を期待し、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（川端澄男） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 東健而議員のご質問にお答えいたします。

ご質問が多岐にわたりますので、お答えが多少前後いたしますが、まず第1点目から第3点目の発掘調査の今後の展望、学芸員採用の見通し、県への臨時学芸員要望依頼について、調査体制の整備、確立という観点から一括してお答えさせていただきます。

このことにつきましては、長期的視点からと短期的視点からのアプローチが必要であろうと思っております。ご存じのように、県内10市の中で専門職としての学芸員が配置されていないのは当市のみであります。長期的な視点から考えた場合には、当然ながら発掘調査ばかりでなく、文化財、行政全般について万全な体制づくり、抜本的な課題解決を目指さなければなりません。すなわち、蛸崎城跡を含むさまざまな埋蔵文化財の今後の発掘調査はもちろんのこと、開発行為に係る調査、これまで収集されている歴史、民俗、考古などの膨大な資料の整理、調査、あるいはまたそれらを保管、展示する施設の建設構想など、文化財に係る膨大な業務を日常的にこなしていく体制づくりの構築が必要であるということであり、そのためには、ぜひとも専門職の配置が必要であり、それも複数配置が必要であると考えているところであります。

しかしながら、このことにつきましては、今ここで具体的な採用計画を示せないことは大変残念なことでありますが、今後とも市長部局と協議をしながら、できるだけ早期の配置に努め、調査体制の確立に努めていきたいものと考えているところであります。

では、当面どうするのかという短期的な視点の方ではありますが、即戦力となる臨時職員あるいは嘱託としての雇用ということも考えられるところでありますが、これにつきましては給料、住居な

どの待遇面について限界がありますことから、県に照会しても適任者がほとんどいないのが実情であります。そのため蛸崎城発掘のための我々のとり得る現実的な当面の対応策といたしましては、これまで七戸町の小山氏にお願いしてきたような短期集中的な調査活動で、それも全面的に委託するという形態をとらざるを得ないということであり、しかしながら、ご存じのように小山氏には、これ以上無理を言える状況にありませんし、小山氏以外の専門家を独自に探すのもまた困難なところでもあります。また、地元の文化財保護審議会委員の活用ということのご提案もいただきましたが、資格の点から見ましても難しいようであります。今のところは、議員ご提案の県職員の短期派遣に一縷の期待をかけざるを得ないのではないかと考えているところであり、このことにつきましても、非公式には県と幾度となく相談をしているところでありますが、なお小山氏ともよく相談しながら、議員及び地域の皆様のご期待にこたえられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、もうしばらくお時間をおかせいただきますようお願い申し上げます。

次に、発掘調査を確実に進めるためには長期総合計画にのせるべきとのことではありますが、現在策定作業が進められている長期総合計画の基本構想及び基本計画は、合併時に策定された新市まちづくり計画をベースとして策定されております。新市まちづくり計画には、埋蔵文化財の調査研究、保護の推進、後継者などの人材育成等がうたわれているわけではありますが、長期計画におきましても同様に、学芸員の配置をも含めて盛り込みたいものと考えているところであります。ただし、具体的個別の事業につきましては、実施計画での取り扱いとなりますので、その策定の際に改めて市長部局と協議してまいりたいと考えております。

さて、次に観光的活用ということについてであ

ります。このことにつきましては、私どもの守備範囲からいささか外れますが、以前にもお話ししておりますように、調査事業を通じて、何らかの明確な成果が得られてから、市長部局とも協議をしてみたいものと考えております。

次に、川内地区の小学校の統廃合問題と教育環境整備についてお答えいたします。1点目の閉校と統廃合の住民説明及び2点目の教育委員会の説明責任と関与についてであります。これはむつ市議会第187回定例会で東議員のご質問にお答えしたところでありますが、川内地区小学校の統廃合計画につきましては、平成17年11月11日に、川内地区小・中学校校長会で説明したほか、11月29日には蛸崎小学校、12月2日には第一川内小学校、第二川内小学校、宿野部小学校、平成18年3月2日には松川小学校の保護者への説明会を開いてきたところであります。さらには、地域全体を対象としました川内地域地区会連絡協議会臨時総会におきましても、地区会長さん方には平成17年12月22日及び平成19年1月25日に、蛸崎町内会には平成18年11月7日、宿野部町内会には平成18年11月20日に、松川町内会には平成18年12月18日に説明会を開催してきたところであります。地域住民の中には、なぜ小学校は統合しなければならないのかという疑問をお持ちの方もいるとのことではありますが、地域における説明会におきましては、逆に対象校の保護者、地域の方々並びに地区会長さん方からも、好きな野球もできない子供たちの教育環境を考えると、第一川内小学校の改築まで待てない、早く統合してほしいとの意見が多数であったところであります。

また、これを裏づけるように蛸崎、宿野部、松川地区からは、第一川内小学校への統合を計画年度を待たず早期に実施してほしいとの要望書の提出がありましたことから、さきのむつ市議会第191回定例会におきまして予算の承認をいただき、

平成20年度で統合準備に着手しているところであり
ます。

3点目の閉校地域との連絡体制はどうなっているのかというお尋ねであります。閉校行事につきましては、各校とも学校、PTA地域で実行委員会を組織して、その主導で進めていただくようお願いするところであり
ます。閉校式典は、校長が主催することといたしておりますが、記念事業及び式典後の語る会などの懇親会につきましては、実行委員会に主催していただくこととしてお
ります。

教育委員会はもっと関与すべきとのことではあります。教育委員会といたしましては、各実行委員会の意思を尊重することを原則としております。各校からの要望により式次第や市長及び教育委員会からの感謝状の贈呈などにつきましては、共通的、基本的な形を示しているほかは、各実行委員会にお任せしているところであり
ます。その経費につきましては、各校とも一律60万円を交付し、式典費用及び記念誌の作成費用の一部に充当していただくこととしているところであり
ます。

式典後の懇親会につきましては、会費制など自己費用で賄い、公費は充てないようお願いしているところであり
ます。

4点目の閉校校舎等の跡地利用は、全国いずれの自治体でも直面している大変難しい問題の一つであります。当市では、今年度をもって閉校となる学校も含めて、11の学校跡地を抱えることとなります。学校跡地につきましては、教育行政の視点からだけでなく、多角的な検討が必要であろうと思
いますが、いずれにいたしましても、地域の方々にとりましては、親子代々が通った懐かしい思い出の場、さまざまな思いが詰まっている場
ありますので、その気持ちは何らかの形で具現化されるようなことはぜひ念頭に置いておかなければならないものと考えているところ
であります。

また、学校の歴史につきましては、閉校に当たって発行される記念誌に十分記載されていることと思
いますが、それとは別に、これまで閉校となった学校も含めまして、まとめて展示するようなことも考えてまいりたいものと思
っております。

また、学校備品となっております文化財は、当然大事に保管されることとなりますし、教材、備品につきましては、受け入れ校に児童とともに移動することとなります。受け入れ校で不要なものにつきましては、他校に照会し、活用していくこと
となります。

次に、小中一貫教育の導入が必要であると判断した根拠についてのご質問にお答えいたします。平成17年度に策定したむつ市教育基本構想に示されているむつ市の学校教育の推進目標、すなわち知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育成するの基本理念を受けまして、むつ市教育プランでは、山積する教育課題に果敢に取り組み、義務教育の充実と改革に適切に対応してまい
りたいと考えているところであり
ます。

導入の根拠についてであります。一つには児童・生徒数の減少に伴う学校統廃合が進んでいることが挙げられます。これは、在籍総数で比較した場合、今後10年で874名の減少が想定されること、また今後10年間の新入学児童・生徒数も毎年小・中合わせて100名以上の減少が見込まれるということ
であります。そのため平成20年度には7校の小・中学校の統廃合が決定していることは議員ご承知のとおりでございます。

二つ目は、確かな学力の向上を目指す観点からであります。全国標準学力検査の平成13年から平成18年までの平均成就指数の全国との比較では、全国を100とした場合、小学校5年生及び6年生では101を超えておりますが、中学校2年生で98、中学校3年生で97であります。また、青森県が行っております学習状況調査結果では、むつ市と県

との通過率の差が小学校5年生では2.1であるのに対し、中学校2年生では6.2と差が広がっております。これは、学習の指導のあり方にもさまざまな問題があるかとは思いますが、小学校から中学校への学習面でのスムーズな移行ができていないことに大きな要因があると考えております。

また、三つ目といたしましては、生徒指導上の問題がございます。暴力行為及びいじめの1,000人当たりの発生率では、むつ市では県平均よりも下回っており、よい状況でありますけれども、全国平均よりも上回っております。また、30日以上の不登校児童・生徒は平成13年から平成17年までを比較いたしますと減少傾向にありますけれども、小・中どちらも県平均を上回っており、深刻な状況にあります。これは、小学校から中学校への移行期に学習や進路、友達の間関係づくりなどの悩みを持つ児童が小学校6年生から中学校1年生にかけて大きな不安と精神的負担を抱えてしまうことが原因であると考えております。このようないわゆる中1ギャップを解消するために、小中一貫教育を導入し、精神的に不安定な思春期に落ちついた教育環境で学習やスポーツ、文化活動に取り組み、一人一人が個性を伸ばし、夢を持って充実した学校生活が送られるよう、9年間を見通した望ましいカリキュラムで小中一貫した教育活動を行っていくことがその目的であります。

ちなみに、本市では、昨年先進地である品川区、京都市、奈良市、呉市の四つの自治体が発起人として発足しました小中一貫教育全国連絡協議会にいち早く参加し、先進地の事例等の情報収集に努めているところでありますが、その先進事例によりますと、9年間という長期スパンが児童・生徒に落ちつきを与え、学力の向上、不登校の減少、異学年交流等による情操面の向上をもたらしているなど、すばらしい成果が報告されているところであります。先ごろ当市の教育民生常任委員会の

皆様方が品川区の小中一貫校の行政視察をなさったところではありますが、私どもはこの小中一貫教育を通じて、学校はもちろん、地域や家庭もそれぞれがよりよい方向に向かって変容していくこと、すなわち教育力が高まっていくことを念願としているところであります。

次に、一貫教育ビジョンは市民から広く意見を募り参考にすべきという点についてであります。まさしく議員ご指摘のとおりでございます。教育委員会といたしましても、教育プランの作成に当たり、その基本理念として公開を原則とし、説明責任を果たしつつ、学校、保護者、地域が一体となって進めていかねばならないと考えております。10月の第4回検討委員会には、広くパブリックコメントを求め、最終のまとめに向けてたくさんの方々のご意見、ご要望を参考にしたいと考えております。

また、議員ご提案の地区ごとのシンポジウムや討論会などにつきましても、教育委員会といたしましては、今後の検討課題として前向きに検討していきたいと考えております。

次に、市民と触れ合う教育環境の導入ということについてであります。やはり議員ご指摘のとおり、学校と地域が一体となった教育活動は、小中一貫教育におきましても核となる部分でございます。教育委員会では、小中一貫教育を進めるに当たって、四つの柱の一つとして、信頼される学校づくりを挙げております。その推進項目の一つが家庭、地域との連携の強化であります。地域、家庭の学校経営に関する意見や要望を学校経営に反映させていくことがまず大切であると考えております。また、学校評議員制度の活用や外部評価による学校改善も重要であると考えております。さらに、地域の特色や教育力を生かした教育活動として伝統芸能への児童・生徒及び教職員の積極的な参加、また地域の人材活用、地域の自然等の

さまざまな教育環境を活用した教育実践を各学校において積極的に推進していくことが重要であると考えております。

次に、教育格差をどのように調整するかということについてであります。議員ご指摘のとおり、合併直後は旧むつ市と旧町村との間に若干の教育格差が生じたのは確かであります。この教育格差の解消のために、教育委員会といたしましては、合併後の2年3カ月間、相当努力してきたつもりであります。具体的には、学校訪問等で各教科の授業を見て、今後どのように指導の改善を図ればいいのか、各校の教職員と十分協議を重ねてきたところでありますし、さらには一人一人の子供たちが主体的に学習し、基礎的、基本的な内容を確実に身につけることができるよう、個に応じた指導の仕方にも改善工夫を強く求めてきたところであります。小規模校では、少人数であるという利点を生かし、個々の能力に応じた指導がなされ、成果を上げてきておりますが、生きる力の育成や切磋琢磨するとの視点から考えますと、少々弱い気がいたしておりますので、今後とも学校間での交流学習、合同学習を計画的に実施してまいりたいと、このように考えているところであります。

また、統合することにより施設設備の充実と教職員数の増加等が教育格差の解消につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

さらに、去る5月19日に報道されました大湊中学校と大湊高校の連携型中高一貫教育に対する私の発言についてのご質問にお答えいたします。まず、発言した場面についてご説明申し上げますと、前日の5月18日に青森市で開かれました高等学校グランドデザイン会議の第1専門委員会の会議の中でのことであります。私は、平成21年から平成30年までの今後の県立高等学校のあり方について検討する委員の一人として、第6回目の専門委員

会の中で私の考えを申し上げたものであります。

議員ご承知のとおり、連携型の中高一貫校を推進しているのは、町村の部では田子町の田子高校と田子中学校、市の部では大湊中学校と大湊高校の二つの地域だけであります。大湊中学校と大湊高等学校が連携型の中高一貫教育推進校としての指定を受けたのは、今から8年前の平成11年度で、翌年の平成12年度からは試行的に、平成14年度から本格的に連携を開始し、現在に至っているところであります。翌平成13年度からことしの3月、平成18年までの6年間は文部科学省の研究開発校として両校が中高連携のあり方を共同研究、実践を重ねてきたところであります。しかし、今後どのようにしていくかにつきましては、現在討議されております高等学校グランドデザイン会議において審議され、ことしの秋に答申の中で発表されることになっております。現在は、答申になる前の中間まとめ、すなわち原案をつくっている段階です。今の時点で態度を明確にしておかないと、さらに平成21年度から平成30年までの10年間、協議されないままに、このスタイルを継続することが予想されたからであります。関係学校、地元の教育委員会、県教育委員会の3者がこれまでの成果を評価しながらも、今後の方向について協議して決めることの内容を答申の中に盛り込んでほしいとの願いを込めて述べたものであります。したがって、現時点ではどのような答申の内容になるかは予想がつかないところであります。今すぐ結論を出すのではなくて、平成20年あるいは平成21年度以降に協議して方向を決めることになるわけで、現在在学している生徒、これから入学してくる生徒へも十分配慮していかなければならないという意味でソフトランディングという言葉を用いたものであります。たとえ現在のスタイルでの連携がなくなったとしても、大湊中学校と大湊高校はいろいろな形で教員同士の交流を通して教

科指導におきましても、生徒指導、部活動の指導におきましても連携を継続していくことは当然のことです。過去において両校は、他の地域に先駆けて教科指導や生徒指導において既に緊密な連携を図ってきた経験があり、その関係は今後とも一層深めてほしいと思っているところであります。しかし、現在の形態での連携を継続していくことには、大湊中学校からの入学生が極度に少なくなり、6年間継続する一貫教育を実施するという趣旨からも無理が出てきている現状でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長(川端澄男) 13番。

○13番(東 健而) ただいまの答弁を聞きまして、十分理解いたしました。

蛸崎城の発掘調査については、ご答弁を聞いた限りでは、どうも私だけがやきもきしているような感じがいたします。しかし、私がせいでいるのは理由があります。それは、この城の規模の状態でございます。この蛸崎城が現在の段階で、今柱の穴がちょっと見つかったばかりでございます。その城の大きさ、その大きさによって、例えばその近くにある家臣団の屋敷跡とか、それから一般の市民がいたというような状態のところまでわかってくるわけです。大きいか、小さいかです。そして、さらにこの後ろの方にあります今現在蛸崎城の昔の城跡ではないかというような場所につきましても、現在の段階でだんだんその姿が見えてきたわけです。それは、火の見やぐらというような場所であったと。それも小山先生と相談しながら、いろんな蛸崎城の概略、全体像を今私ができるだけ、私は年の話はしたくないのですけれども、先ほど61歳と言いました。61歳ですけれども、次にまたこうして質問できるかどうか分かりませんので、この先のことも考えながら、この蛸崎城のことも質問したわけです。教

育委員会の対応につきましては、私の予想どおり、現在学芸員2人を採用する予定であるというご答弁をいただきましたけれども、なかなかお金の問題も絡みますので、無理だということで納得いたしました。

そこで、この蛸崎城の問題について、ちょっと関連質問をいたしたいと思えます。4点についてお伺いいたします。時間も余りないみたいですので。

まず1点目ですけれども、蛸崎城については、今まで蛸崎の飛内賢司議員とともに訴えてきたとありであります。私たちギャラリーとしては、どうしても教育委員会の対応が気にならざるを得ません。教育委員会では、この史実に対してのとらえ方、重要性についてどのように考えているのか。蛸崎城の歴史的認識について教育長はどのようにお考えをお持ちでしょうか。

次に、2点目、教育委員会の文化財保護審議会委員の役目についてお尋ねいたします。本市には、立派な審議委員の方々がおられます。私は、初めはこの方々で発掘調査に取り組むことができないものかと思っておりました。しかし、学芸員ではないので、できないとのことであります。役目に市民の目が届かないのがちょっと疑問なところもございまして。この蛸崎城の歴史的価値を審議するのもこの委員の仕事ではないかと思えますが、この対応がどのようになされているのかお伺いいたします。

そして、3点目でございます。文化財保護審議会委員の方々が蛸崎城に関しての議論がなされているものと思えますが、蛸崎城のことに詳しい委員がおられるのでしょうか。今のところ何か他人任せで小山先生一人におんぶにだっこしているというような感じに思われて仕方がありません。審議会では、どのようなことが話し合われているのでしょうか。また、委員の間でのとらえ方もはっきり

しませんが、できましたら議論の過程をまとめて文書を出していただければ大変ありがたいのですが、それは可能でしょうか。

それから、もう一点、本市の文化財保護審議会委員の役割はどれもはっきりしません。私たちから見れば、いるのかいないのかわからないような状態となっているような感じがいたします。今何をしているのかだけでも、これは失礼ですけども、どのような形で、いろんな議論がなされていると思いますけれども、何を議論なされているのか、それも教えていただければなと思います。

○議長（川端澄男） 東健而議員、申し合わせの時間が参っております。協力をお願いします。

○13番（東 健而） では、これだけでよろしいですので、よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 最初のご質問は、教育長は蛸崎城の歴史的認識をどのように考えているかというふうなことでございます。やはり私は文化財、あるいは埋蔵文化財を含めまして、それを調査するということは、やはり市の歴史、あるいはまた文化というふうなことの成り立ちというものを理解するうえでは本当に欠くことのできない貴重な財産であろうと、このように思っているところでありまして、そういう認識のもとにこれまでも教育文化行政を進めてきたつもりでございます。

蛸崎城につきましては、東議員初め地元の皆様方大変熱心なこれまでの活動に対しましては、本当に心からかねがね敬意を表しているところでございます。その歴史、遺跡につきましても、文献資料を初めとしまして、平成14年度、平成15年度の縄張り調査、それから平成16年度、平成17年度の発掘調査成果などから中世の歴史を知る貴重な財産であると認識しておりますので、今後とも調査研究が必要なものであると考えているところであります。

次に、文化財保護審議会委員の役目等についてでございます。前後するかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思います。文化財保護審議会は、文化財保護法の規定に基づきまして、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存とか、あるいは活用に関する重要事項について調査、審議し、これらの事項につきまして、私ども教育委員会に建議するということを任務として設置されているものでございます。委員の皆さんは、考古、民俗、自然、歴史などそれぞれの専門的な分野について役割をお願いしているところでございます。調査研究をしております主な現在の内容を申し上げますと、歴史考古の分野では、文化財埋蔵地調査、飛行機製作家の工藤富治の資料収集、あるいは古文書、呑香稲荷神社の俳諧額調査、自然の分野におきましては、芦崎の動植物、昆虫などの観察調査、カワウの生息やウグイの遡上調査、関根浜などの海底林の調査、民俗の分野では民具の調査、神楽の発祥系統、各町内との関連性の調査、そのほか各地域に伝承されております文化芸術の分野など、多岐にわたる調査研究をお願いしているところでございます。しかし、その成果があらわれるまでには大変時間がかかるわけでございますので、議員がその活動内容が見えないというふうなことを言っておりますけれども、これ自体は地道な活動であります。しかし、成果につきましては、その都度いろんな分野にわたって発表しているところでございまして、15名の文化財審議委員の方には私どもの文化財行政発展のために大変ご尽力をいただいているところでございます。

この成果等につきまして今申し上げましたけれども、むつ市文化財調査報告など、あるいはまた下北の海運などをテーマとしましたむつ市ふるさと展などにより展示公開し、文化財の保護保存についての理解を深めていただいているところでございます。それでは、蛸崎城については話し合わ

れないのかというふうなことでございますが、蛸崎城につきましても、このような調査研究の一つとして対応しております。東議員お話しのような諸事情によりまして、発掘調査が中断しておりますことをご理解いただきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） これで、東健而議員の質問を終わります。

次の議題は私に直接関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥することとし、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時52分 再開

○副議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 請願第1号の紹介の追加及び取消し

○副議長（山本留義） 日程第2 請願第1号の紹介の追加及び取消しを議題といたします。

（「議長、議事進行」の声あり）

○副議長（山本留義） 23番川下八十美議員。

（23番 川下八十美議員登壇）

○23番（川下八十美） お疲れのところ、貴重な時間、議事進行を受けていただきまして心から感謝を申し上げたいと存じます。

ただいまの請願第1号の紹介の追加及び取消しについての案件であります。2点ほどお伺いをいたしたいと思っております。

その1点は、どうして紹介の追加と取消しを同一の形で我々が審議しなければならなくなったのか、その経緯をまず最初にお伺いをいたしたいと

思います。

○副議長（山本留義） お答えいたします。

私も建設常任委員会の委員といたしまして、このことにかかわりがありまして、心配していました。川下議員もその席には傍聴して、その流れはある程度わかっていると思っておりますけれども、私も心配してございまして、地方自治法や過去の事例に基づいて調べてみました。そういうことに関して違法ではないということでありまして、全国市議会議長会に照会をさせたところ、この場合の議事の運営につきましては、新たな紹介議員を追加し、紹介議員を取消すと、この二つの文書を出し、副議長のもとで議会の議決を得ればよいとこのことになりました。これを受けて本日議会運営委員会にお諮りし、本日の議事日程に決定を見たわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

23番。

○23番（川下八十美） 私が聞いているのは、なぜ追加と取消しを合体した形で提案しているのかということなのです。これは、一つ一つ分離してやると、追加のところは議長の審査で十分なのです。取消しのところについては、議長の退席で私はよろしいかと思っております。けれども、いずれにしても、副議長が議長命を受けてこれを審査することになったわけでありまして、そのところは了といたしておきましょう。

第2点目は、去る12日に私たちは本会議を開きまして、本請願を建設常任委員会に付託いたしました。それに基づきまして、20日の午後1時から建設常任委員会が開催されたと聞き及んでおります。そこにおいて、飛内建設常任委員長から紹介議員の出席を求めて、その場で紹介議員である川端澄男議長が本請願の趣旨説明を行っておると聞いております。というならば、私は結論から申し上げますが、飛内委員長の委員会報告を私たちはまだ受けていないのです。私たちは、飛内委員長

の報告を受けた後に本案を本会議に提案をして審査をすることが私は妥当だと考えておるからであります。そして、本日の提案は、次の2点において私は疑義があると思うからであります。

その第1点目は、21日付の書面であろうか、口頭であろうか、これも定かではありません。申請書ができるならば提出していただきたいと思っておるところであります。がしかし、私は何としても提案者である、請願者であるいわゆる町内会連絡協議会会長さん、奥野賢一さんであります。私は、きょう9時5分から9時25分まで奥野さん宅に行きまわりました。この世の中は、私のような優しい人でも、面会すると、おどされたとか、脅迫されたという時代でありますから、私は奥さんに同席を願って、そしてお聞きしてきました。だが、21日の提案で、そしてきょうの9時の議会運営委員会に提案された時点で奥野会長さんは、追加の紹介議員の認識がありませんでしたよ。私は、これをもってしても、やはり請願者と紹介者の意思疎通がなされていない。しかもこの連絡協議会は、12町内会の連合なのです。連絡協議会の方々の意思が疎通されておるのでありましょいか。ですから、私は、これは今早急にやるべき事案ではない、委員長報告の後、ゆっくりとやるべきだと思っております。

それからもう一つ……

(「議事進行」の声あり)

○23番(川下八十美) もう一つは、川端澄男議長のこの取消しの件であります、今副議長も言われるように、建設常任委員会が開催されて、川端澄男議長名で説明をされておるのです。ですから、その報告を我々が受けてからでも取消しは遅くないではありませんか。だから私は、この提案は委員長報告の後に本会議に提案をして我々が審査をし、そのままの形であっても私は賛成しますよ。ただ、手順が間違っておるということを指摘して、

議会運営委員会でそれを審議してもらおうよう副議長に要請をいたします。

○副議長(山本留義) 議事進行がかかりました。
5番川端一義議員。

(5番 川端一義議員登壇)

○5番(川端一義) 今、川下議員が議会運営委員会でひとつ検討してくれと、こういうことですから、基本はそうであっていいのです。そもそもはここで議論をする、副議長に向かって議論をする、だれに向かって議論をしているのです。やはり副議長は、早々にそういうことについては、それでは議会運営委員会を開いて返答しましょう、いわゆる議事進行に関する、受け付けに関する、常任委員会の進行に関することですから、すべて議会運営委員会で検討すべきです。ここで長々とああだ、こうだ、理由云々している場所でないはずなのです。議長経験者でありますから、最後には議会運営委員会という言葉が出ましたから、そのようにお取り計らいをお願いいたします。

○副議長(山本留義) 暫時休憩いたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

○副議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16時25分から議会運営委員会を開きますので、第3集会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後 4時04分 休憩

午後 5時00分 再開

○副議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど川下議員より請願第1号の紹介の追加及び取消しについての議事の進め方について議事進行がありました、先ほどの議会運営委員会にお

いて、本日の議事日程のとおり進めることで確認されましたので、よろしくをお願いします。

それでは、請願第1号については、お手元に配布しております資料のとおり、平成19年6月21日付で斉藤孝昭議員より新たに請願第1号の紹介議員となる旨の文書が、また同日付で議長である川端澄男議員より請願第1号の紹介を取消したい旨の文書が提出されております。

お諮りいたします。請願第1号の紹介については、これらの申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については紹介の追加及び取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 5時01分 休憩

午後 5時03分 再開

○議長(川端澄男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

散会の宣告

○議長(川端澄男) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。6月25日から28日までは議事整理のため休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、6月25日から28日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明6月23日及び24日は休日のため休会とし、6月29日は付託議案審議及び議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 5時04分 散会